

人権教育ハンドブック

令和6（2024）年4月

神奈川県教育委員会

はじめに

神奈川県教育委員会では、平成15(2003)年に策定された「かながわ人権施策推進指針」(以下、「指針」とする。)に基づいて、人権教育を推進してきました。この「指針」は、10年後の平成25(2013)年に改定されました。

改定にあたり、「指針」でも、人権教育を主要な取組として位置づけていることから、人権施策における教育分野の重要性をかんがみ、教育委員会としても、人権教育に係る部分について、改定作業に参加して見直し等を図り、改定後の「指針」を知事部局と共管し、人権教育を一層充実・強化していくこととしました。

先の改定からおよそ10年が経過し、この間、学習指導要領の改訂や個別的な人権課題に関する立法措置が相次ぐなど、学校や人権を取り巻く情勢が大きく変化しました。こうした状況を踏まえ、令和4(2022)年に指針の第2次改定を行いました。

教育委員会ではこれまでも、人権教育の資料として、「同和問題の正しい理解のために」(平成16(2004)年)や、人権教育実践のための「人権学習ワークシート集(小・中学校編)」、「同(高等学校編)」、「人権学習のための参加体験型学習プログラム集」(社会教育向け)等を作成してきました。この「人権教育ハンドブック」は、平成18(2006)年に作成され、時点に応じて改訂をしてきましたが、今回、改定された「指針」の内容に沿い、また、平成20(2008)年に文部科学省から出された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」、学校教育における人権教育調査研究協力者会議から出された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」(令和4(2022)年)等の内容も踏まえ、主に学校教育の分野を対象に、教職員の研修から授業の実践に至るまで活用できる冊子をめざして改訂しました。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、人権教育の目標を「人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」としています。以降、国民の意識や社会情勢の変化に伴い、人権教育の重要性はさらに高まっています。

児童・生徒が「具体的な態度や行動に現れる」人権感覚を身につけるためには、人権教育に関する授業の実践はもちろん、日常的に児童・生徒を指導する教職員が人権感覚を身につけていることが、当然のこととして求められます。人権感覚を身につけるための要素として、「経験」・「想像力」・「気づき」等があげられます。自らの経験に基づいて、他者の気持ちを推し量り、自分がどうすればよいかに思い至る。これができるようになることが、人権感覚を身につけるということではないでしょうか。

この「人権教育ハンドブック」を活用することによって、教職員の皆さんが自分自身の人権感覚を磨き、積極的に人権教育に取り組んでいかれることを願っています。

令和4(2022)年4月

神奈川県教育委員会

目 次

はじめに	P. 1
I 人権教育の基礎知識 Q & A	P. 3
II 人権感覚を磨く	P. 4
1 事例 2 校内研修の進め方 3 人権尊重の学校づくりのために	
III 人権教育の歴史	P. 14
1 国連の取組 2 国の取組 3 神奈川県取組	
IV 「指針」に基づいた分野別人権教育	P. 18
1 子ども 2 女性 3 障がい者※ 4 高齢者 5 疾病等にかかる人権課題	
6 同和問題(部落差別) 7 外国籍県民等 8 貧困等にかかる人権課題	
9 犯罪被害者等 10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	
11 性的マイノリティ (L G B T Q) 12 インターネットによる人権侵害	
13 様々な人権課題	
V 資料	P. 53
○人権教育関係 URL	
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	
○神奈川県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (別紙) 神奈川県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応 要領に係る留意事項	
○神奈川県同和教育基本方針	
○部落差別の解消の推進に関する法律	
○在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針	
○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	
VI 参考文献	P. 81

※「害」の表記については、法令などの名称及び法令などで定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体などの固有名称が漢字表記となっている場合を除き、原則としてひらがなで表記します。

*統計資料については、令和5(2023)年3月現在の最新版に修正しております。

I 人権教育の基礎知識Q & A

日々の教育活動の場面で児童・生徒に「人権」について考えるよう促したり、注意喚起をしたりしている教職員の皆さんが、「人権」について学び、理解を深めることが大切であることは言うまでもありません。また、児童・生徒や保護者、地域の方々と広く深くかわる学校においては、「人権」は理解しているだけでなく、常に意識をもち、あらゆる言動の根本に据えていなくてはなりません。

「人権」は、「世界人権宣言」に理想の形が示されています。その中に盛り込まれている様々な権利は全ての人間に保障されているものであり、全ての人間がその享有を主張して止むことのないものです。ここで、Q & A方式で、「人権教育の基礎知識」をまず確認しましょう。

Q 1. 「人権」とは何ですか。

A 1. 「人権」とは、「生きていたい」、「自由でいたい」、「幸福でいたい」という、すべての人に共通する三つの願いを支えるものであり、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」のことです。

Q 2. 「人権」は何によって保障されているのですか。

A 2. 「人権」は、長い歴史的過程を経て発展・確立してきた人類普遍の原理であり、昭和23（1948）年にはすべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」によって具体的に示されました。その第一条に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」（仮訳文）とあるように、一人ひとりに固有の、不可侵の権利です。わが国においても、「日本国憲法」によって保障されている、最も基本的な権利です。

Q 3. 「人権を尊重する」とは、どういうことですか。

A 3. 文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、人権の尊重について「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」と記載されています。

Q 4. 「人権」は難しいというイメージがありますが…。

A 4. 他の人との「違い」や、誰かの「思い込み」によって嫌な思いをしたことはありませんか？それが人権が侵害された状態です。逆に、自分自身が誰かに嫌な思いをさせているかもしれません。日常生活そのものが人権につながっています。そう考えれば、人権はとても身近なものであり、難しいものではありません。

Q 5. 「人権侵害」の例として、相手が嫌な思いをしたならそれがハラスメントだといいますが、相手がどう感じているかはわかりません。

A 5. だからこそ、人権感覚を身につけることが必要なのです。児童・生徒を指導する教職員であれば、当然、人権感覚が身につけていることが求められます。教職員の細やかで確かな人権感覚は、児童・生徒の心を豊かに育み、「いじめ」や「差別」のない、信頼と友愛に満ちた素晴らしい学級・学校づくりに資するのです。まず、参

加体験型の研修（参加者を主体とする体験的な活動を取り入れた研修。ロールプレイ、疑似体験、フィールドワーク等がある。）に積極的に参加し、当事者の思いに気づく体験をしてみてください。

Q 6. 「幼児」にも人権教育が必要なのですか。

A 6. 生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児期にこそ、自分が大切にされている存在であることや、優しさに包まれている実感を持つことが大切です。この時期には自己肯定感を育成することや、性別による役割分担意識等を刷り込まないようにすることが必要です。

Q 7. 「人権教育」と「人権啓発」は、どのような意味ですか。

A 7. 「人権教育」とは「学校教育」や「社会教育」（生涯教育）における「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」のことです。対して「人権啓発」は、人権教育を除いた「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」を指します。

Ⅱ 人権感覚を磨く

教職員が、児童・生徒一人ひとりの大切さを理解し、かけがえのない個人として接するためには、教職員自身の人権感覚を一層磨いていくことが大切です。

そのためには、教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、自らの人権感覚を磨くことができるよう常に自己研鑽を心がけるとともに、様々な研修の機会に触れることが有効です。

教育委員会や教育事務所等が実施する研修会では、人権教育に関する基本的な考え方や新たな情報などが取り上げられます。受講後は職員会議や校内研修等で報告し、研修成果を教職員全員に還元してください。

県で定める研修会を含め校内研修を企画する場合は、参加体験型の研修が効果的ですので、積極的に取り入れてください。事案について自分のこととしてとらえ、実際にどのように感じるのか、「気づく」ことが人権感覚を磨く第一歩です。

1 事例

学校で起こり得る「気づく」ことが必要な場面を、次に例示しました。人権を尊重するという観点から、気になることを考えてみてください。

授業で

例 1 授業中の発言①

先生「みなさん、わかりましたね。では、次の問題にいきます。」

観点：わからない子どもが「わからない」と発言することを期待して、言葉を投げかけるのでしょうか。子どもにとって「わからない」と言うのは勇気がいります。これでは、わからないまま授業が進んでしまいます。

例 2 授業中の発言②

先生「この問題は普通できるよね。できないなら小学校に戻ったほうがいいね。」

観点：普通って何でしょう。これでは、問題が解けなかった子どもは何も言えなくなってしまうばかりか、劣等感を抱き、深く傷ついてしまうことでしょう。

例3 ある先生は、板書をわかりやすく整理するために、白、赤、黄、青、緑のチョークを使い分けています。

観点：カラフルできれいな板書が思い浮かびますが、これには大きな問題があります。日本では男性の約5％に色覚障がいがあると言われています。つまり、各クラスに1人程度は色覚障がいがある子どもが存在する可能性があるということです。使用に適したチョークの色は、基本的には白と黄色です。（P29参照）

HRなどで

例4 帰りの学級活動で

先生「このお知らせは必ず親に見せるんだよ。」

観点：親と一緒に暮らしていない子どももいます。親のいない子どもはどう感じるのでしょうか。“保護者”を使いましょう。

例5 昼食指導で

先生「また菓子パンか、お弁当を作ってもらいなさい。」

観点：お弁当を作ってくれる人がいなかったら？また、保護者がお弁当を作るのは当たり前のことでしょうか。

例6 出欠確認で

先生（長欠の子どものところで）「はい、いつものように〇〇さんが欠席。」

観点：周囲の子どもの誤った固定観念を植えつけることになります。学校に来られない子どもには、様々な事情があるはずです。そのことは決して冗談にしていいいことではありません。

先生同士で

例7 忘れ物について

先生A「うちのクラス、忘れ物が多くて困っちゃうな。」

先生B「私は、忘れ物をした子どもの名前を黒板に貼り出してるよ。」

観点：マイナスの要素で名前が公表された子どもが、自己肯定感をもてないのは言うまでもありません。周囲の子どものは、様々なタイミングで忘れ物をした子どもをからかうかもしれません。また、忘れ物が多いことは家庭の事情や障がいに原因があるかもしれません。担任は忙しくて大変ですが、一人ひとりを大切にした指導を心がけましょう。

例8 学年会で

先生A「1組の〇〇さんは、いつも腕や足にあざができていて、元気もなく、気になります。児童虐待の可能性はないでしょうか。」

先生B「大げさですよ。きっと、どこかにぶつただけですよ。」

先生C「保護者との関係もあるし、もう少し様子をみたらどうですか。」

観点：このようなケースでは迅速な対応が必要です。ただちに管理職に報告し、学校として組織で対応しましょう。情報収集、状況分析、客観的な判断の結果、少しでも虐待が疑われるときは、速やかに管理職を通じて児童相談所に通告して

ください。慎重な対応が必要であることは当然ですが、通告をためらった結果として、児童・生徒の心身に重大な被害が及ぶ可能性があります。結果的に児童虐待でなかったとしても、責任を問われることはありません。最優先すべきことは児童・生徒の心身の保護です。

児童・生徒への細やかな配慮を

例9 職員室に生徒が来て

生徒「〇〇先生！」

先生（生徒を見ずに）「今忙しいから、後にして。」

観点：何か重要な話があるのかもしれませんが。一大決心をしてきたのかもしれませんが。そうでなくても、顔も見ずにこんなことを言われたら生徒はどう感じるでしょうか。まずは、仕事の手を止めて生徒の表情や様子を見てください。

例10 進学相談にて

生徒「体育大学を受験することにしました。」

先生「君は身長が低いから苦勞すると思うよ。大丈夫？」

観点：心配することは悪いことではありませんが、決めつけや根拠のないアドバイスは、本人のやる気を削ぐだけでなく、適切な進路指導とは言えません。

例11 外国につながるのある子どもに

先生「もう日本に来て2年目だよ。これからは他の子と同じように扱うからね。」

観点：2年目なら支援は必要ないのでしょうか。言われた子どもは戸惑ってしまいます。

例12 忘れ物をした外国につながるのある子どもに

先生「すぐ取りに帰りなさい。」

観点：例7とも関連しますが、本当に今日持ってくることを理解していたのでしょうか。必要なものは自宅にあるのでしょうか。なぜ、取りに帰るのか理解できているのでしょうか。

例13 外国出身の子どもと保護者の会話

子ども「学校では〇〇語で話さないで。」

保護者「わかった。学校には行かないようにするから。」

観点：子どもは、時には自分がマイノリティであることから目をそむけようとし、マイノリティであることは、仲間はずれ・いじめにつながりやすいからです。母語や母国の文化に誇りをもてるよう、クラスで取り組みましょう。もちろん、保護者にも協力してもらうことが必要です。保護者が学校に来ないようになることは、かえって子どもを孤立させてしまいます。子どもと保護者の両者とのコミュニケーションの時間を確保してください。

例14 最近欠席が増えたある子どもについて

先生A「〇〇さん、さっきも保健室に行ったみたいだけど、大丈夫かな。」

先生B「養護教諭はベテランで専門家だから、任せておけばいいよ。」

観点：子どもは学校全体で見ていくものです。特に、保健室は子どもがいつでも心と身体の悩みを相談できる場所であり、一人職種であることの多い養護教諭の負担は非常に大きくなっています。教育相談コーディネーターを中心に、ケース

会議を開くなど同僚としてもお互いに支え合い、みんなが安心できる環境をつくっていきましょう。

例15 保健室で養護教諭と話している子どもに

先生「授業をサボってるんじゃない。」

観点：その子どもが保健室にいる理由があるはずです。たとえ授業を休みがちな子どもであったとしても、その行動には原因があるはずです。それを頭から否定するような言い方は、子どもにとってはコミュニケーションを拒否されたのと同じことです。

保護者や周囲の人々にも

例16 通知表の所見欄に

「人の嫌がる清掃にも自ら進んで取り組んでいます。」

観点：清掃は人が嫌がることだという、誤った固定観念です。その裏には、汚いものを扱うことへの忌避があり、清掃業などを蔑む意識につながる可能性があります。

例17 何気ない呼び方

「給食のおばさん」「用務員のおじさん」

観点：教職員が使うことで、誤った固定観念が助長されてしまいます。「教員のおじさん」とは言わないでしょう。「〇〇さん」と姓を呼ぶのが礼儀です。

生徒指導で

例18 生徒指導の場面①

生徒「なんで俺ばかり注意すんだよ。〇〇だってやってるのに。」

先生「君、〇〇なんかと一緒にいいの？」

観点：その場にいない特定の生徒を引き合いに出しておとしめる、大変差別的な言動です。後で〇〇さんの耳に入ったら、本人はどう感じるでしょうか。指導されている生徒自身にも、不快な思いをさせるだけです。

例19 生徒指導の場面②

先生「そんなことするから、うちの学校の評判が下がるんだ。」

観点：「先生は目の前の自分より学校の評判が大事だと思っている。」と、生徒に疑念を抱かせてしまう発言です。目の前の生徒をどう育てるかを考えた発言を心がけましょう。

例20 生徒指導の場面③

先生「君のせいで、〇〇さんまで怒られるんだよ。」

観点：すべての責任は一人の生徒にあるという言い方です。こんな言い方をされた生徒は、精神的に追い込まれ、反抗的な態度をとったり、心に深い傷を負ったりしてしまうかもしれません。

男女は違う？

例21 クラスで文化祭の役割分担を決めるときに

先生「女子が調理、男子は洗い物にしよう。」

観点：男子と女子で役割分担を決めるのは、性別による誤った固定観念であり、児童・生徒にも習慣的に刷り込まれてしまいます。

例22 図工の時間に

先生「男子には青、女子にはピンクの紙を配ります。」

観点：例21の観点と同じです。

例23 文化祭の準備で疲れた様子を見せた男子生徒に

先生「男のくせにだらしない。」

観点：例21の観点と同じです。

例24 女子生徒が男子生徒に向かって

生徒「〇〇君って、オネエっぽいよね。」

観点：テレビやラジオ等では、性的マイノリティであることを笑いのネタに使う番組があり、その中で、性的マイノリティに対する様々な呼称が生まれています。そのような呼称を特定の個人に使用することによって、性的マイノリティへの差別意識を助長するだけでなく、その個人に多大なストレスを与えることになります。その生徒が性的マイノリティであった場合、取り返しのつかない大きな傷を与えることにもなりかねません。

例25 何人かの生徒との会話中、別の生徒の性的指向（恋愛や性愛の対象となる人の性）を揶揄するような話題になったが、和やかな雰囲気だったので、そのまま話を続けた。

観点：例24とも関連しますが、性自認（性別に関する自己意識）や性的指向をからかう発言や差別する発言を許すことはいじめにもつながります。様々な性自認や性的指向があることなどについては、教職員が理解を深め、肯定的に捉えることを生徒に伝えていくことが大切です。教職員は性的マイノリティとされる生徒がいるかもしれないことをふまえて、「今の表現はよくなかったね。」など、教員が正す姿勢をとりましょう。

例26 委員会の役割分担をする際、女子生徒が委員長に立候補しようとしたら

先生「まとめ役は男子の方がいい。女子は女房役の副委員長がいい。」

観点：明らかに固定的な性別役割分担意識による差別です。

例27 P T Aの役員会で

役員「P T A会長は、やっぱり男性がいいですね。」

観点：P T A等、学校には児童・生徒以外の人々が参加する会議等があります。中には、女性差別の発言が出たりする場合があります。学校でいくら人権教育をしても、家庭で差別的な発言が繰り返されるようでは、児童・生徒の人権感覚は身につけません。「役職を性別で決めるのはやめましょう。」という意識をもった発言をして、学校の姿勢を示すことが大切です。

セクハラに注意！

例28 髪型を変えた生徒に

先生「前の髪型似合ってたのに。失恋でもしちゃった？」

観点：容姿についての発言を不快に感じる人もいます。不快だと思われたら、それはセクハラです。さらに、プライベートに踏み込んだ発言は、一層相手を不快に

させる可能性があります。そこまで言っても許される信頼関係があると、勝手に思い込んでいませんか。

例29 体育の授業のあと、女子生徒の更衣が遅れ、次の授業の始業チャイムが鳴った。数人の女子生徒が更衣室で更衣中であつたが、「着替えるのが遅い。」と言いながら、男性教職員が入室しました。

観点：明らかなセクハラです。男子生徒とともに着替えるなども学校として対応を考え、習慣的に当たり前になっていることはないか、見直すことが重要です。

例30 ある教職員は、指導上特に必要もないのに、放課後、補習をするとっては特定の生徒を教科研究室に呼び出し、肩をもませています。

観点：必要もないのに特定の生徒を呼び出すこと、また、肩をもませるなど身体に触れ、補習とはまったく関係のない行為をすることは、教職員の立場を利用したセクハラです。

例31 先生が生徒に宛てたメール

「勉強を教えてあげるから、うちに来ない？」

観点：県立学校では、部活動等の緊急連絡用に、教職員が校長の許可を得て児童・生徒の携帯電話番号やメールアドレスを記録することができます。許可を得ないで生徒のアドレスを聞き出すことは論外ですが、許可を得ていても、その使用目的以外に使用し、教職員という立場を利用して生徒を誘うなどという行為は、信用失墜行為となります。メール以外でも、児童・生徒とSNS等でやり取りすることは禁止しています。

例32 ある教職員は、指導上特に必要もないのに、親しみの表現のつもりで生徒の肩に手をかけるなど、身体に触れながら話をする癖があります。

観点：同性でも身体に触れられることは不快に思われます。是非、周囲の人が教えてあげてください。

例33 身体計測の時、ある女性教職員が男子生徒の身体計測に割り当てられ、男子生徒の身体をじろじろ見えています。見られた男子生徒は嫌な思いをしています。

観点：身体に対する凝視はセクハラになる可能性が大きい行為です。また、健康診断の実施に当たって、正確な検査・診察を実施するとともに児童・生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要であることから、文部科学省が児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備についての通知を令和6年1月22日に出しています。各学校では、この通知で示された環境整備の考え方を参考に、身体計測や健康診断に当たってください。

例34 ある男性教職員は、部活動指導のあと、汗をかいたと言っては上半身裸になり、職員室を歩き回ることが頻繁にあります。職員室を訪れる女子生徒は、その男性教職員を見ないようにしています。

観点：女子生徒だけでなく、他の教職員に対してもセクハラになります。

例35 ある学級の壁に、女性の水着姿のカレンダーが貼ってあり、嫌だと思っている女子生徒がいます。担任は気づいていますが、まだ、はがすように指導はしていません。

観点：女性の水着姿の写真を貼るなども典型的なセクハラです。担任は気づいた時点ではがす指導をすべきであり、その指導をしていないということは、担任自身もセクハラに加担しているということです。

以上の例以外にも、数多くの類例や別の形の「人権侵害」も考えられます。学校の実態をふまえた状況や場面をとりあげるなどして、校内研修・自己研鑽によって常に人権意識の向上を図りましょう。また万一、「人権侵害」が発生した時には、その解決に迅速に努めるとともに、相互に注意し合える雰囲気づくり、人権意識の向上に結びつけられる職場環境づくりにも努めましょう。

2 校内研修の進め方

人権教育の研修をするわけですから、参加者の人権が尊重されていなければなりません。研修担当者にアサーション（自己も他者も尊重された率直な意見交換）の感覚がなければ、どんなに充実した内容であってもよりよい研修の成果につながりません。話しやすい雰囲気と、誰の意見も尊重される場の確保が必要になります。研修担当者は、人権教育指導者養成等の研修を受講された方や、所管するグループの担当者が、管理職とテーマやねらい、進め方等について、十分に理解を深めながら進めることがその効果を高めることにつながります。

まず、アイスブレイキング（参加者の緊張をときほぐし、自由に話せる安心感をつくり出す活動）をしましょう。参加者の中には、「人権教育の研修って、難しそうだな。」と構えてしまう教職員もいます。また、「本当は他の仕事がしたいんだけど、仕方がないな。」とか、「研修を受けても実際には役に立たないんじゃないかな。」など、消極的な教職員もいるかもしれません。安心して研修に取り組めるような工夫が必要です。具体的なアイスブレイキングについては、「人権学習ワークシート集」等を参考にしてください。

研修のテーマによっても、参加者の関心の度合いが違ってきます。人権全般の共通課題や個別の人権課題をテーマにした講義や参加体験型の研修、年間計画や指導案・学習教材の検討、また公開授業による研修あるいは緊急の事案に対応するための研修等の企画が考えられますが、教育委員会の指針、学校目標、年間指導目標をふまえ、児童・生徒の実態や地域の状況等を把握して、学校の実情、児童・生徒・教職員のニーズに応じた研修テーマを設定しましょう。

また、テーマによって、最も効果的な研修の形態を設定することも必要です。研修の形態と留意点を次に挙げます。

（１）講演を中心にする場合

メリット：多人数に、同時に同じ情報を多く伝えられる。

デメリット：講師から参加者への一方的な知識伝達になる可能性がある。

留意事項：振り返りの話し合いを行うなど、感じたことや考えたことを共有し、学校としての課題認識や解決に向けた意識を高める。

（２）視聴覚教材等を活用する場合

メリット：教材をとおして共通経験ができ、それを基にして話し合うことができる。

デメリット：学習時間が長くなりやすい、また教材の評論になりやすい。

留意事項：視聴する視点や話し合いの柱を明確にする。

(3) 参加体験型研修で展開する場合

メリット：体験により気づきが生まれ、理解が深まる。また、互いの気づきを共有しながら、問題解決に向けて意欲や行動力を高められる。

デメリット：考えたり話し合ったりする時間を重視するため、伝える情報量が少なくなる。

留意事項：研修目標の達成に有効なグループ作業、講話等を組み合わせる。

その他、ねらいに応じた資料を準備しましょう。参加体験型の研修を実施する場合は、この「人権教育ハンドブック」や「人権学習のための参加体験型学習プログラム集」、「人権学習ワークシート集」を利用してください。また、P53「V 資料 人権教育関係URL」を参考に、文部科学省などが作成した研修資料をダウンロードして校内研修に使用するのも有効です。

研修終了後は、アンケートや自己評価により、研修の目的が達成されたかどうか確認します。

万一、研修中に、偏見や差別を助長する発言があった場合は、そのままにせず問題点を指摘して、人権尊重の理念の普及につなげましょう。

3 人権尊重の学校づくりのために

人権が尊重され、一人ひとりが大切にされていることを実感できる学校は、児童・生徒に安心感や自信を与えます。このような人権が尊重された学校をつくるためには、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整えること、教職員自身が人権問題を正しく理解し、人権感覚を身につけるための研修を充実すること、児童・生徒からの相談に適切に対応することなどが求められます。

(1) 組織的な取組

各学校が人権教育を効果的に進めるためには、全教職員が人権教育の目標や意義について共通理解を持っていることが大切です。その上で、教育活動全体を通じて人権教育を推進するための校内体制を整備し、人権教育の全体計画や年間指導計画の策定、教職員の研修に関する企画立案、毎年度の取組についての点検・評価などを効果的、効率的に進めることが必要です。（「人権学習ワークシート集」参照）

人権教育は、次のような点に留意しながら、すべての教育活動を通じて推進される必要があります。

- ・人権に関する法令、答申等をふまえる。
- ・児童・生徒、家庭、地域の願いや実態を把握する。
- ・学校としての人権教育目標を明確にする。
- ・人権教育に関する各学年の重点目標を明確にする。
- ・各教科・領域における指導の重点を明確にする。
- ・教科指導や児童・生徒指導、学年・学級経営の中で日常的に指導すること、配慮することを明確にする。

これらの点について教職員間の共通理解を図り、効果的に人権教育を推進するためには、各学校が人権教育全体計画を作成することが有効です。人権学習ワークシート

集（高校編 第17集）のP3に作成例が掲載されていますので参考にしてください。

さらに、各学校において作成している各教科、領域の年間指導計画の中に人権教育の視点を盛り込むことや、人権教育に関する年間指導計画を作成することにより、各学校における人権教育をより計画的に進めることができます。

作成した全体計画、年間指導計画や学校の具体的な取組については、学期や年度ごとに点検・評価を行い、次年度の計画や学習指導の改善を図ることが必要です。

授業の評価に関しては、教職員相互で積極的に行うとともに、授業参観時に保護者にアンケートを求めることも有効です。また、児童・生徒が自らの学習について評価することも、学習の状況の把握や指導方法の工夫・改善に役立ちます。

点検・評価にあたっては、学校が学校運営協議会委員や保護者、地域の人々に積極的に情報を提供し、意見を求める機会を設けるなどの工夫も求められます。

（２）相談体制

日ごろから教職員は児童・生徒とのコミュニケーションを重ねる中で、相手の立場に立って声をかけたり、話をしっかりと聞いたりすることが大切です。

児童・生徒が安心して何でも相談できるような学校をつくるためには、教職員との間にしっかりとした信頼関係が築かれていることが前提となります。また、そうした関係があれば、それは児童・生徒にとって学校が安心して生活し、学ぶ場になります。

そのために学校では、例えば「児童・生徒人権相談窓口」を、児童・生徒や保護者等に周知することにより、児童・生徒の訴えや悩みなどを相談しやすい環境を整えることが大切です。（県立学校では平成15(2003)年度以降、すべての学校で「児童・生徒人権相談窓口」を設置し、ポスターでも周知することになっています。）

児童・生徒からの相談の内容は、交友関係や家庭のこと、進路などと多岐にわたります。児童・生徒は様々なことに悩み、それを乗り越えながら成長していきます。教職員が児童・生徒から相談を受ける際には、相談者の思いを汲みとりながら内容に応じて対応をしていくことが求められます。

児童・生徒から相談されたとき、教職員はその相談を受け止めようとする姿勢を相手に伝え、真剣に対応することが大切です。そのことによって児童・生徒は、教職員が自分の相談を大切なこととして受け止め、気持ちを考えてくれているという安心感をもつようになるからです。このように相談を受ける最初の瞬間を大切に、児童・生徒の悩みの解決に向けて支援しましょう。

相談の内容は様々ですが、人権侵害に関するものであった場合は、その児童・生徒の心情やプライバシー等に十分配慮します。相談をその場ですぐに受けるのか、場所を変更する必要があるのか、時間をおいて対応するのか、また複数の教職員で対応するのか等、適切に判断することが必要です。特に性的マイノリティに係る相談においては、アウティングは絶対にしてはならない、たとえ保護者や同僚の教職員に対しても、本人の了解なしにはセクシュアリティを明かしてはならないということを心に深く留めておき、忘れないようにしてください。またセクシュアリティを決めつけるような表現、カミングアウトの強要や誘導につながる表現、不安をあおるような話は慎重に避けるなどきめ細かい注意が必要です。

さらに適切な対応をとることのできるように、管理職、担当者等に報告を行い、ス

クールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携等も視野に入れながら、相談者の心のケアを第一に問題の解決に向けて取り組むことが大切です。

人権の侵害に関する問題においては、学校として問題解決に向け組織的かつ迅速に対応し、内容によっては外部機関等との連携が必要です。もちろん人権侵害の未然防止や問題が生じた時の再発防止などに努めることも求められます。そのために、学校として人権侵害に関する問題の解決に向けて円滑に取り組むことができるように、校内の対応システムを整備しておく必要があります。

(3) 相談窓口情報

窓口名	受付内容	受付時間	電話番号	その他
総合教育相談 (県立総合教育センター)	子どもの教育に関する様々な悩みや問合せ	毎日 8:45～16:45 ※12/29～1/3を除く	0466-81-0185	○メール相談有 ・Eメールによる相談ページ https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/sodan/email.html
不登校 ほっとライン (県立総合教育センター)	不登校に関する様々な悩みや問合せ			
発達教育相談 (県立総合教育センター)	障がいの有無にかかわらず、支援を必要とする児童・生徒の発達に関する相談		0466-84-2210	○来所相談有(要予約) 予約・問合せ先 0466-81-8521 8:30～17:15
24時間子ども SOSダイヤル (県立総合教育センター)	主に高校生までのいじめに関する相談	24時間 365日	0120-0-78310 0466-81-8111	月～金 (土、日、祝休日、12/29～1/3を除く)
県立学校における セクシュアル・ハラスメントに関する相談	県立学校の児童・生徒対象の県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談	平日 8:45～12:00 13:00～16:45 ※12/29～1/3を除く	0466-81-1967	○メール相談有 ・問合せフォーム https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/SCounseling/
体罰に関する相談 (県立総合教育センター)	体罰に関する相談			・問合せフォーム https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/TCounseling/

中高生ＳＮＳ相談@かながわ (県立総合教育センター)	神奈川県内の中高生からのいじめを含めた様々な悩みに関する相談	4/3 ～ 3/28 (12/28～1/5を除く)の月・水・金 18:00～21:00	https://www.pen-kanagawa.ed.jp/educctr/sodan/sn-sijime.html (二次元バーコードあり)	ただし、次の期間は毎日 18:00～21:00 4/3～4/8 5/6～5/10 8/21～9/2 1/6～1/10
障害者差別解消法に係る相談窓口 (県教育委員会)	神奈川県教育委員会における障がい等を理由とする差別などの相談	月～金 (祝休日、年末年始を除く) 8:30～12:00 13:00～17:15	045-285-1345 ○FAX相談有 045-664-4285	○メール相談有 ・問合せフォーム https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1242
かながわ子ども・若者総合相談センター (ひきこもり地域支援センター) (県立青少年センター内)	不登校、ひきこもり、非行などの相談の悩みを抱えた青少年や、その家族からの相談	火～日 9:00～12:00 13:00～16:00 (月、年末年始を除く)	045-242-8201	対象は子どもや若者 (おおむね30代まで) ○LINE相談あり ○面接相談あり(要予約)
ユーステレホンコーナー (県警察少年相談・保護センター)	少年の非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談	月～金 (祝休日、12/29～1/3を除く) 8:30～17:15	0120-45-7867 045-641-0045 ○FAX相談有 045-641-1975	対象は20歳未満
こころの電話相談 (県精神保健福祉センター)	こころの健康についての悩みの相談	毎日24時間	0120-821-606	

Ⅲ 人権教育の歴史

1 国連の取組

国連は昭和23(1948)年12月の第3回国連総会において「世界人権宣言」を採択し、人権の尊重が平和の基盤であることを国際社会に訴えました。これを契機として、国連は各種の人権に関連する国際条約の採択など、様々な人権を擁護し、人権の保障を促進する活動を進めてきました。

平成5(1993)年にはウィーンで世界人権会議が開催され、人権が普遍的価値であり国際社会の正当な関心事項であることと人権教育の重要性が確認されました。翌年の国連総会は人権教育を通じて人権という普遍的文化を築くことを目的として、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、加盟各国では人権に関する様々な教育啓発活動が進められました。

さらに平成16(2004)年12月の国連総会は、平成17(2005)年から「人権教育のための世界計画」を開始することを決議し、その第1段階(平成17(2005)年～平成19(2007)年)の行動計画は初等中等教育制度の中で人権教育の充実を図ることを加盟各国に求めました。その後、その期間は2年間延長され、5年間にわたる第1段階は平成21(2009)年12月に終了し、平成22(2010)年からは、第2段階(平成22(2010)年～平成26(2014)年)として「各国は初等中等教育制度における人権教育の実施を継続させ」つつ、「高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍人のための人権研修プログラム」に焦点をあてることとしました。また、平成27(2015)年から令和元(2019)年を第3段階とし、これまでの2つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することとしました。さらに、国連人権理事会は、第4段階(2020年～2024年)の重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くことを決議しました。

このように、人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題となっています。

2 国の取組

(1) 同和問題と同和教育

わが国の人権問題に、同和問題があります。この問題の解決のために設置された同和对策審議会から、昭和40(1965)年に答申が出され、その後の同和行政の基本的方針と具体的方策が示されました。

この答申では、同和問題は「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と明記されました。また、同和問題について、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であること、その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるという考え方が示されました。

この答申を受けて、昭和44(1969)年に同和対策事業特別措置法が時限法として施行され、同和問題の解決のための事業が展開されました。

また答申では、同和問題の解決に当たっての教育対策は特に重要視されること、「同和教育の中心的課題は法の下での平等の原則に基づき、社会の中に根づよく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである」と指摘した上で、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を尊重する教育活動が積極的に、全国的に展開されねばならないとの提言が行われました。

これを受け、指導者の養成や様々な研修事業の展開、部落差別や偏見による就職差別をなくす取組等、全国で様々な同和教育の取組が行われました。

平成8(1996)年5月に地域改善対策協議会(同和問題の早期解決のために設置された政府の諮問機関)から意見具申が出され、特別対策により同和地区の生活環境の改善が図られ、また、同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消に向けて進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として残っていると、現状と課題について指摘がされました。

その上で、今後の方向性について次の3点が示されました。①同和対策としての特別事業は終了し、残された事業は一般対策で行うこと、②差別意識の解消を図るための教育・啓発をすべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発に再構築すること、③人権侵害救済制度の確立をめざすことです。

この意見具申に基づき、国はその後の施策を進め、同和対策のための特別法は平成14(2002)年3月に期限切れとなり、国の特別対策事業は終了しました。

その後、平成28(2016)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行されました。(P76参照) この法律は「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること」を目的とするとしていますが、同時に参議院法務委員会で同法に対する付帯決議がなされ、その中で「二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。」とされていることに注意する必要があります。

(2) 人権教育の広がり

国連での「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、国は平成9(1997)年、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画をとりまとめました。この国内行動計画では人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現をめざすことを目的としました。あらゆる場を通じた人権教育の推進や、女性、子ども、障がい者、外国人等の重要課題への対応も示され、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策が進められました。

人権教育・啓発のより一層の推進を図るために、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の理念や、国、地方公共団体、国民の責務が明らかにされました。

この法律に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成14(2002)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されました。

この計画には、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の趣旨や内容も反映されており、人権教育・啓発の基本的在り方や今後の推進方策等が示されています。

個別課題として、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がい者」、「同和問題」、「アイヌの人々」、「外国人」、「H I V感染者・ハンセン病患者等」、「刑を終えて出所した人」、「犯罪被害者等」、「インターネットによる人権侵害」、「北朝鮮当局による拉致問題等」（平成23(2011)年4月の基本計画の一部改定により追加）があげられ、さらにこの類型に該当しない人権問題、例えば性的指向に係る問題や、新たに起こる人権問題などについても、それぞれの問題状況に応じて解決に向けて施策の検討を行うとしています。

（３）文部科学省の取組

文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は、平成16(2004)年6月に「人権教育の指導方法等の在り方について」の第一次とりまとめを、平成18(2006)年1月には第二次とりまとめを、平成20(2008)年3月には第三次とりまとめを公表しました。この「人権教育の指導方法等の在り方について」が、現在、わが国の人権教育の拠り所となっています。（令和5(2023)年3月〔第三次とりまとめ〕補足資料公表）

調査研究会議のとりまとめでは、人権尊重の理念について人権感覚の側面から「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」という児童・生徒にもわかりやすい言葉を使って説明し、人権教育の目標については次のように示しています。

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

これまでの学校教育では、人権教育は推進されているものの、知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身につけていなかったとの指摘もあります。今後は、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが具体的な態度や行動に現れるような指導、つまり「人権感覚を十分身につけるための指導」の充実が求められています。

3 神奈川県取組

（１）これまでの取組

県教育委員会では、昭和53(1978)年に「神奈川県同和教育基本方針」（P75参照）を、

平成2(1990)年に「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）にかかわる教育の基本方針」（P77参照）を定め、人権・同和教育を進めてきました。さらに本県では、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されたことを受け、平成15(2003)年6月に「かながわ人権施策推進指針」（以下、「指針」という。）を策定しました。また、策定から10年経過した平成25(2013)年3月、「指針」の改定に伴って、人権教育を一層、充実・強化するために、「指針」を県と県教育委員会が共管することとし、「神奈川県同和教育基本方針」を「指針」に取り込んで整理しました。

改定から約10年が経過し、社会情勢の大きな変化と人権課題の多様化・複雑化を踏まえ、人権課題に対する県の姿勢を明確にすることを目的として、令和4(2022)年3月、「指針」を新たに改定しました。

（２）「かながわ人権施策推進指針（第２次改定版）」の概要

この「指針」では、人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざし、教育の分野では、これまでの人権教育における取組と成果を踏まえて、県民一人ひとりが、学校教育と社会教育を通じて、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、互いの多様性を認め合う人権が真に尊重される地域社会が実現するように人権教育を総合的に推進することとしています。

今回の改定では、性的マイノリティの方々の人権課題や、特定の民族等に関する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の問題などの新たな人権課題に加え、所得格差の拡大による貧困問題や、インターネットによる人権侵害のような、様々な分野の人権課題への対策が掲げられています。分野別施策の方向として、人権問題にかかる13の分野を提示し、各分野の個別法令や県の総合計画、個別計画等をふまえて、人権問題の解決に向け、この「指針」で示す基本理念にのっとり、取組を進めることとしています。

Ⅳ 「指針」に基づいた分野別人権教育

１ 子ども

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）では、子どもの権利を大きく分け、生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利の4つとしています。

子どもを取り巻く様々な人権課題がありますが、学校では、まず、児童・生徒の人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にした教科指導や学校運営が行われる必要があります。それに関連して、ここでは「児童虐待」、「いじめ」、「体罰」、「不登校」、「生命（いのち）の安全教育」について解説します。

（１）児童・生徒の人権への配慮

学校には、個別に様々な課題を抱えたり、様々な家庭環境等の背景がある児童・生徒がいます。例えば、外国につながるのがある、障がいのある、性的マイノリティである、貧困である等、また、それが複雑に絡み合っている場合もあります。学校は、そのような児童・生徒すべてが、安心して安全に学べる環境でなければなりません。

そのような学校をつくるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で、自分の大切

さや他の人の大切さが認められていることを児童・生徒自身が実感できることが必要です。自分が一人の人間として大切にされているという実感をもつことができたときに、自分や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育つことができます。教職員が、児童・生徒の意見を適切に受け止めて、一人の人間として接していくことが大切です。

担任は、子どもたち一人ひとりと時間を取って話をしましょう。もちろん、課題がある子どもが優先になってしまうのは仕方ありません。集中的に対応する必要がある場合もあるでしょう。しかし、一人ひとりがそれぞれ何かしらの課題や悩みを抱えています。子どもたちは先生に話を聞いてもらえるチャンスを待っています。

(2) 児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止等

児童虐待は、子どもの基本的な人権に対する重大な侵害であり、その健やかな成長や人格形成等に深刻な影響を与えるものです。さらに、次世代に引き継がれる恐れもあり、子どもの生命にかかわる事例も少なくありません。

令和4年度中に、全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、21万9,170件（対前年度2,616件増）に達しています。このうち約50%が警察からの通告であり、次いで近隣知人、家族、そして学校からの通告が多数を占めています。

「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」によって学校関係者に求められている役割は、①虐待の早期発見に努めること ②虐待を受けたと思われる子どもについて、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと ④虐待防止のための子ども等への教育に努めること の4点です。

また、学校は児童相談所や市町村（虐待対応担当課）から資料や情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができるとされています。

児童虐待を受けたと思われる児童・生徒を発見した場合は、通告する義務があることに留意してください。たとえ通告された児童に対する虐待の事実はないと児童相談所等が判断しても、そのことによって責任を問われることはありません。逆に、保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらったことによって、重篤な結果を招くことがあります。児童・生徒の命がかかっています。児童虐待が疑われる場合は、速やかに通告し、児童相談所等と連携して継続的な対応に努めてください。通告することが、結果的には保護者を支援することにもなるのです。

学校においては、児童・生徒の日常の様子に十分注意しながら、児童・生徒が教職員に相談できる関係づくりはもちろんのこと、教職員間での情報共有、相談等ができる環境づくりに努めることが大切です。

ポイント

- ・ 神奈川県教育委員会では本稿に記載した内容に加えて、対応についてまとめた令和2年(2020)年5月に「児童虐待対応マニュアル」を作成し、送付していますので参照してください。
- ・ 令和元(2019)年5月に文部科学省が作成した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2(2020)年6月改訂）と、文部科学省発行研修教材「児童虐待防止と学校」等のURLを53ページに記載しましたので参照してください。

(3) いじめ

児童・生徒が「いじめ」を許さない態度を身につけるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分です。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童・生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身につけることができるのです。

学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、児童・生徒間の望ましい人間関係を形成するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を涵養していくことが、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止につながります。

いじめや暴力行為、インターネットを使った中傷等は、人権侵害です。いじめや校内暴力など他の児童・生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要です。さらに、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者である児童・生徒の抱える課題等への理解を深めつつも、その行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければなりません。

いじめが不登校や中途退学の原因となっている場合もあります。「いじめは絶対に許されることではない」という認識に立って考え、対応しなくてはなりません。

いじめ問題への対応にあたっては、まず学校全体で「いじめは自分の学校にもある」という認識をもつことが必要です。教職員一人ひとりは、「見えにくく隠れているいじめこそ大きな問題につながりやすい」という認識で、これまで以上に児童・生徒に目を向け、児童・生徒が発しているサインを適切に受け止めることがきわめて重要です。そして、いじめ問題は、他人を差別し、他人の人格を認めないということなどが要因となっていることから、互いの違いを認め合うという視点に立って、人権を尊重する教育を一層充実することが大切です。

また、いじめの未然防止にあたっては、日頃から、授業だけでなく休み時間や放課後などできる限り児童・生徒に接し、困った時にはいつでも気軽に相談できるという雰囲気をつくっておくことが大切です。

そういった中で、「子どもがいじめられているのかな？」と感じた時は、ためらうことなく、すぐに本人に声をかけ、心配している内容を伝えてください。

もし、その子どもが苦痛を感じていると判断する場合には、いじめとして指導を始めてください。たとえ「遊んでいるだけ」と答えたとしても、真意は逆の場合もありますので、注意深く見守り、声をかけるよう心がけてください。

「いつでも先生が自分を見守ってくれている。」という安心感と先生からの声かけが一番の心の栄養になります。特に自分の心を開けない子どもにとっては、大きな支えとなります。

さらに、家庭との連携が必要不可欠であることから、日頃から教職員と保護者の信頼関係を築いてください。

なお、いじめが原因として考えられる児童・生徒の自殺が発生していることを背景として、「いじめ防止対策推進法」が平成25(2013)年6月に公布されました。その中で、学校はいじめの防止・早期発見を推進し、個別のいじめについては「(1) いじめの事実確認 (2) いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援 (3) いじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言 (4) いじめが犯

罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携しての対処」が求められています。

この法律が学校における基本的施策として定める、いじめの防止・早期発見を推進するために、日頃の人権感覚の育成を通じて、児童・生徒自身が「いじめ」を許さない態度を身につけること、「いじめ」を許さない学校・学級づくりに努めることが何よりも大切です。

ポイント

「いじめ」に関する文部科学省の通知等をまとめた「いじめの問題に対する施策」のURLを、53ページに記載しましたので参照してください。

また、神奈川県ホームページから次の資料も検索して活用してください。

「いじめ対策資料」

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/siryou.html>

「神奈川県いじめ防止基本方針」（平成29(2017)年11月改定）

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/f530779/p1189930.html>

(4) 体罰

生徒のため…、これぐらいなら…、信頼関係があるから…等々、様々な理由をつけて、かつては体罰を容認してしまいがちでしたが、どのような理由であれ体罰は決して許されることではありません。体罰を行うことは、教える立場、指導者としての自らの非力を認めることに他ならず、肉体に与える苦痛が、精神的成長や技術等の向上により良い効果となって結実すると考えるのは、独善的な発想に過ぎません。体罰は児童・生徒に対する一方的な不満や怒りを自制できず、指導者という優位性を背景にした、感情的・衝動的な暴力行為以外の何ものでもないのです。そして、何よりも、体罰を受けた児童・生徒は、身体はもとより、心が深く傷つくことを忘れてはなりません。

状況によっては、児童・生徒の行為が度を越していたり、厳しく指導する必要がある場合もあります。そのようなときであっても、教職員は常に冷静に対応し、感情に流されることなく、適正に指導する力が求められます。

ポイント

神奈川県生徒指導課題検討委員会では、横浜国立大学教育人間科学部後援会の協賛を受けて、子どもたちの安全の向上に資する教職員対象のガイドブック「子どもの安全を守る6つの点検」を平成27年3月に作成しました。6つの視点のうち、「6 体罰防止」を参考にしてください。

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/766026.pdf>

(5) 不登校

文部科学省の調査では、「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは、社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者をのぞいたもの」と定義しています。令和4年度の児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査では、国立、公立、私立の小・中学校の不登校児童生徒数が約29万9千人（過去最多）、うち学校内で相談を受けていない児童生徒数が約11万4千人（過去最多）、うち90日以上欠席している児童生徒数が約5万9千人（過去最多）で、高等学校における不登校生徒は60,575人となっています。このような状況を踏まえ、国においては不登校緊急対策として、不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、情報発信の強化などの取組を進めています。

教職員は、不登校は取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得ること、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということ、その行為を「問題行動」として判断してはならないこと、「不登校の児童・生徒が悪い」という根強い偏見を払拭することを理解し、不登校の児童・生徒の懸命の努力を認めることが大切です。

ポイント

神奈川県教育委員会では、不登校に関する資料を作成し、ホームページに掲載していますので、検索して活用してください。

「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して
～不登校に悩む子どもや保護者の温かな支援～」

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r303leaf.pdf>

「不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて
～学校とフリースクール等による子どもたちへの線のために～」

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r309kaitei.pdf>

「自分らしくゆっくり学ぼう ～将来の社会的自立に向けて～」

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/2021jibun.pdf>

(6) 生命（いのち）の安全教育

「性犯罪・性暴力」は「魂の殺人」ともいわれ、児童・生徒のその後の人生に大きく影を落とす、重篤な有害事象であり、人権侵害です。被害者は女子だけではなく、男子の場合もあります。

そこで、文部科学省では、令和3年4月、子どもを性暴力の当事者にしないために、「生命（いのち）を大切にする」、「加害者にならない」、「被害者にならない」、「傍観者にならない」ための教育、すなわち「生命（いのち）の安全教育」を推進するための教材と指導の手引きを公表しました。具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え方や、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

教材及び指導の手引きは文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見を踏まえ、作成されました。様々な教育活動での活用をお願いします。文部科学省のホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」に教材と手引きが掲載されています。

ポイント

「生命（いのち）の安全教育を進めるため、スライド教材、動画教材、動画教材活用の手引き、動画を使用した授業展開例が、文部科学省のホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」に掲載されています。検索して活用してください。

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

2 女性

児童・生徒の人権への配慮について、特に学校で陥りやすい事項に、性別による固定的役割分担意識等があります。これは、男女共同参画の精神に反するばかりでなく、性的マイノリティ等の児童・生徒に苦痛を与えることにもつながります。また、男性が被害を受けることもあります。女性の被害が多いことから、セクシュアル・ハラスメント及び交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）についても、女性の人権課題として掲げています。

（１）男女共同参画社会づくりに向けた教育の推進

あらゆる場で男女がお互いに人権を尊重し、性別にかかわらず一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を実現する妨げになっている要因として、長い歴史の中で社会的・文化的に構造化された性別による固定的役割分担意識があげられます。

教育の場面では、このような差別的な意識をなくしていくよう努力をする必要があります。あなたの学校はどうか？例えば、「女子は赤、男子は青」など、使用する色のイメージを性別によって固定化したり、「男なら泣くな」「女らしくない」などの発言、応援団長は男子という暗黙の取り決めがあるなど、意識の有無は別として学校現場には性別による固定的役割分担意識を助長しかねない要素があると認識しなければなりません。

このような要素に気づいたら、是非それを改めていくよう提案していくことが大切です。児童・生徒の発達段階に応じた男女平等観の形成に向けた教育を進めていくことをお願いします。

（２）セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント（以下、「セクハラ」とする。）とは「相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること」（神奈川県男女共同参画推進条例第2条）です。

学校におけるセクハラは、児童・生徒と教職員の間、児童・生徒間、教職員間、さらには、教職員と学校関係者との間等での被害、加害の関係が考えられます。また、

教育実習生がセクハラ被害を受けるということもあります。多くの人が集まり、一定の時間をともに学習し、活動する学校では、誰もが被害者、加害者になる可能性があります。そこで、児童・生徒及び教職員がセクハラについての認識を高めることが大切です。

児童・生徒に対しては、まず、男女が互いの人権を尊重し、それぞれの個性や能力を対等に発揮できるように学校教育における様々な場面で、人権教育や男女平等教育を計画的に進めることが重要です。

さらに児童・生徒自身が、どのような行為がセクハラになるのかを学び、セクハラに接した際、「おかしい」と気づく感性や、適切な対処方法を身につけていくことが大変重要です。セクハラについての正しい認識をもち、適切な行動が取れるようになれば、卒業後や学校外の生活における問題への対処や未然防止につながるものとなります。

学校において、教職員は児童・生徒に対して指導的な立場にあり、児童・生徒の人格形成に大きな役割を担っています。その教職員によるセクハラは、被害を受けた児童・生徒の心に一生残りがねない深い傷を負わせるばかりでなく、その後の成長に避けがたい影響を及ぼす重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。これは、地方公務員法第33条で禁止されている信用失墜行為であり、学校教育や教職員への信頼を大きく失わせることになります。

教職員と児童・生徒との間には、大人と子ども、指導する者とされる者、評価する側とされる側等いくつもの力関係が存在しています。そのために、児童・生徒にとってセクハラを拒否することが困難であること、また、発達段階によっては、セクハラと認識できない場合や被害を受けたと意志表示できないことも考えられます。

県教育委員会では、以上のことをふまえ、教職員の児童・生徒に対するセクハラの防止に向けて取り組んでいます。

セクハラ防止に向けて学校では、教職員一人ひとりが自らの言動を見直したり、互いの言動について指摘し合ったりするような雰囲気や人間関係をつくるのが大切です。そのためには全教職員がセクハラに対する基本的な考え方、例えば、性に関する言動に対しての受け止め方には個人差や男女差があること等について理解するなど、セクハラについての認識を深めることが求められます。

被害を受けたことを児童・生徒が進んで教職員に伝えることができればよいのですが、なかなかそうはいかないものです。教職員は相談されるのを待つのではなく、早期発見できるように、日ごろから児童・生徒のサインを見逃さないようにすることが大切です。そのためには当たり前のことですが、教職員は普段から児童・生徒とのコミュニケーションを取り、一人ひとりと丁寧に接することが必要です。毎日の児童・生徒の様子を把握することで少しの変化にも気づくことができ、心配な様子があれば教職員から声をかけることができます。さらに、教職員間でもコミュニケーションを取り合い、連携の意識を高めることが、早期発見につながります。

学校でのセクハラ対応においては、次の点に留意して、被害者の心のケアを最優先にしながら、再発の防止に努めることが大切です。

○ 被害者等（被害者の友人、保護者等）からの相談は、プライバシーが守られる

場所で安心して話ができる雰囲気を受け止めます。

- 被害者等と、加害者が同じ場所に居合わせることをないようにします。
- 相談には、被害者等と同性の教職員を交えた複数の教職員で対応するようにします。
- 話を聞くときには、結論をせかさずに被害者等のペースにあわせて最後まで丁寧に聞き取るようにします。
- 被害者等からの相談に応じた教職員は、担当者及び管理職に報告し、指示に従って学校組織として解決に取り組みます。
- 学校は、問題を整理し、被害者等が安心して学校生活を送ることができるように、心のケアを最優先に考えながら、専門機関等と連携を図り、解決に向けて取り組みます。また、再発防止に向け、発生の原因を分析・検討し、校内体制の再整備や教職員の意識改革を図ります。

一般的に、セクハラ被害には次のような「二次被害」の問題が指摘されています。

- 事実確認の過程で無視、無理解、批判、非難等を受けて精神的打撃を受ける。
- 加害者の行動より被害者の行動が問題視される。
- 事実と直接関係のないプライバシーが詮索されたり暴露されたりする。

例えば、被害者が周囲から「なぜそんなに騒ぐのか」と批判されたり、加害者ではなく「被害にあった人が悪い」と責められたり、「あの人はセクハラ相談をしたらしい」等の噂をたてられたりすることが二次被害として考えられます。これらの二次被害を防ぐためには、秘密保持と被害者の人権救済を最優先に考えることが必要です。

(3) 交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）

交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）とは、婚姻関係にない恋人や元恋人など親密な関係の相手からの暴力のことで、特に思春期、青年期の若い世代に起こるものをさしています。「暴力」という表現を用いていますが、それはなぐる・けるといった身体的暴力だけではなく、一方が他方を力（パワー）によって支配（コントロール）するという広い意味での暴力全般をさします。その内容としては、次のようなものがあります。

- 身体的暴力……腕などを強くつかむ つねる なぐる ける 等
- 精神的暴力……いやな呼び方をする 傷つく言葉をいつも言う 無視する 不機嫌になる 等
- 行動の制限……行動や服装をチェックする・指示する メールや電話をチェックする 友だちづきあいの制限をする 等
- 性的暴力……無理やり性的行為をする 避妊に協力しない 等
- 経済的暴力……お金を返さない 無理やりものを買わせる 等

平成28(2016)年に認定NPO法人エンパワメントかながわ等が実施した調査では、交際経験のある10代のうち、交際相手からの暴力を経験した人は、女性が43.8%、男性が26.7%という結果が出ています。交際相手からの暴力の特徴としては次のようなものがあります。

- 「ラブラブ期」→「イライラ期」→「バクハツ期」というサイクルを繰り返す傾向があり、そこから抜け出すことが難しい。
- 暴力が複合して起きる。
- 暴力が繰り返されるうちに、それが徐々に頻繁になり、エスカレートするため、感覚が麻痺し、暴力だと気づけなくなる。
- 加害者の力（パワー）によって支配（コントロール）された状態にある被害者は、加害者に対する恐怖感、自分に対する無力感等から、加害者となかなか別られない。
- これらの理由から基本的に当人たちだけでは解決できない。
- 親密な関係の2者の間で起きるため、周りからは見えにくく、また、関わりにくい。

交際相手からの暴力を防止するためには、まず、どのようなことが暴力に当たるのかを理解することが大切です。また、対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向けた教育が必要です。交際相手からの暴力を防止することは、将来における配偶者からの暴力を防止することにつながります。

交際相手からの暴力への対応においては、次のようなことが大切です。

- 交際相手からの暴力について相談されたら、まずは話をよく聴いて、相談者の気持ちを受け止める。
- 相談者・被害者に上記の「交際相手からの暴力の特徴」について話をする。
- 被害者の安全を確保する。被害者の承諾を得て、教職員・保護者・友人等に安全確保のための協力を依頼する。
- 必要な専門機関（相談機関・医療機関・警察など）に相談する。

ポイント

内閣府男女共同参画局が平成30(2018)年11月に改訂した、交際相手からの暴力の予防啓発教材「人と人とのよりよい関係をつくるために 交際相手とのすてきな関係をつくっていくには」をダウンロードして活用できます。54ページを参照してください。

また、「ちょーカンタン デートDVの基礎知識」〔令和5(2023)年6月かなテラス（かながわ男女共同参画センター）〕が理解に役立ちます。

URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/pub/dv_01.html

ポイント

警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談し、必要な支援がワンストップで受けられる「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター かならいん」があります。

相談電話：＃8891または045-322-7379（24時間/365日）

3 障がい者

「害」の表記については、法令などの名称及び法令などで定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体などの固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則としてひらがなで表記します。

障がいのある児童・生徒の人権への配慮が必要であることはもちろん、障がいや障がい者に対する理解を促進することで、障がい者への偏見や誤った思い込みをなくし、共に育っていくことが求められます。

（１）障がいのある児童・生徒の人権への配慮

「１ 子ども （１）児童・生徒の人権への配慮」（P18参照）でも述べましたが、学校の環境は、障がいのあるすべての児童・生徒が、安心して安全に学べるものでなければなりません。

特に、障がいのある児童・生徒の中には、自分の考えや思いをはっきり表現できなかったり、人権侵害を受けた状態を理解できなかったりする子どももいます。少人数になる場面が多い特別支援学校などでは、密室での体罰やセクハラなどが発生することがないように、教職員は、個々の児童・生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければなりません。

平成19(2007)年４月から、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられました。

神奈川県ではすでに平成14(2002)年３月の「これからの支援教育の在り方（報告）」を受け、支援教育の推進に取り組んできました。「支援教育」とは、障がいの有無にかかわらず、様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに、適切に対応していくことを「学校教育」の根幹に据えた教育のことです。

様々な課題を抱えた子どもたちとは、身体障がい、知的障がい、精神障がいの他に、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、自閉症スペクトラム障がい（ASD）、心因性の背景をもつ不登校、集団への不適応、対人関係の取りにくさ等、自らの力で解決することが困難で、周囲からの支援が必要となる子どもたちのことです。

平成24(2012)年、文部科学省が今後の施策の在り方や教育の在り方の検討の基礎資料とすることを目的として、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を実施しました。その結果を受けて協力者会議は、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は、推定値として6.5%、それ以外にも何らかの困難を示し、教育的支援を必要としている児童・生徒が在籍している可能性について報告しており、また、特別支援教育に関する校内体制の一層の工夫改善を求めています。そこで、支援を必要とする児童・生徒に対して、適切な指導をしていくためには、全教職員の理解のもと、学校全体で取り組むことが大切です。具体的には次のようなことが求められます。

- 担任一人だけではなく、関係者が情報を出し合い、その情報を共有化することにより、その子どもの実態を的確に把握する。

○ 既存の校内組織の利用や校内委員会の設置により学校全体で組織的に支援を行う体制を整備する。

○ 校外の様々な支援資源（特別支援学校、県立総合教育センターや児童相談所等の相談機関、福祉、医療等の関係機関）との連携・ネットワークを構築する。

学習障がい等がある児童・生徒への具体的な対応については、県立総合教育センターが作成した「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」等を参考にしてください。掲載URLは、53ページを参照してください。

ポイント

知的能力や視覚・聴覚機能も問題がないのに、生まれつき読んだり書いたりすることが難しい「ディスレクシア（読み書き困難）」という症状で困っている人たちがいます。この人たちは、一生懸命に字を読んだり書いたり覚えようとしてもうまくいかないことが多くあります。日常会話などは普通の人と同じようにできるので、「怠けている」、「努力が足りない」と周りから指摘されてしまい、とても苦悩しています。

参考：人権学習ワークシート集Ⅷ(高校編 第17集)

（２）障がい者に対する理解

内閣府の令和5（2023）年版「障害者白書」によると、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3区分で障がい者の概数は、身体障がい者436.0万人、知的障がい者109.4万人、精神障がい者614.8万人となっています。

これを人口千人当たりの人数で見ると、身体障がい者34人、知的障がい者は9人、精神障がい者は49人となります。複数の障がいがある人もいるため、単純な合計数にはならないものの、およそ国民の9.2%が何らかの障がいを有していることとなります。

在宅の身体障がい者428.7万人の年齢階層別の内訳を見ると、18歳未満6.8万人（1.6%）、18歳以上65歳未満101.3万人（23.6%）、65歳以上311.2万人（72.6%）となっています。

わが国の総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は調査時点の平成28（2016）年には27.3%であり、在宅の身体障がい者の65歳以上人口の割合（72.6%）は約2.7倍となっています。

また、平成28（2016）年の「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」による在宅の身体障がい者の障がい種類別の内訳を見ると、視覚障がい 31.2万人（7.3%）、聴覚・言語障がい34.1万人（8.0%）、肢体不自由193.1万人（45.0%）、内部障がい124.1万人（28.9%）となっています。

このように、障がい者といっても様々な障がいの種類があり、その多くが高齢者であることがわかります。つまり、障がいの種類によってバリアも違い、障がい者の困り感も違うということ、また、年齢を重ねれば誰でも障がい者になる可能性が高くなるということがいえます。

駅などの人が集まる場所へ行くと、車椅子に乗った人や、白い杖をついて点字ブロ

ックを頼りに歩く人など、想像していた以上に障がいのある方が多いことに気づくはずです。

なお、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（P60参照 以下、「障害者差別解消法」とする。）が平成25(2013)年6月26日に公布、平成28(2016)年4月1日より施行され、この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざし、その実現のために、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。「不当な差別的取扱い」とは、障がいのある人に対して、「正当な理由」なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。また、「合理的配慮」は、障がいのある人から、社会の中のバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応が求められます。

障害者差別解消法が施行されたことに伴い、国及び地方自治体は、職員対応要領の策定、相談体制の整備、必要な啓発を行う等、障がい者への対応を取り巻く社会環境は大きく変わりました。神奈川県教育委員会では、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を定めた障害者差別解消法第7条に則り、所属する教職員が適切に対応するため、「神奈川県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（P66参照）を策定しています。学校においては、従来からも様々な場面で合理的な配慮の提供を行っていると思いますので、引き続き丁寧な対応を心がけてください。その後、障害者差別解消法は、令和3年に改正され、令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、事業者においても合理的配慮の提供が義務化されました。

（３）色覚障がい

身近でありながら、気づきにくい障がいに色覚障がいがあります。日本では男性の約5%、女性の約0.2%に色覚障がいがあると言われています。つまり、各クラスに1人程度は色覚障がいのある子どもが在籍している可能性があるということです。赤系統の色が見えにくかったり、緑系統や青系統が見えにくい等のタイプがあり、見えにくさは個人個人で異なります。

学校で最も注意しなければならないのが、板書で使うチョークの色です。使用に適したチョークの色は基本的には白と黄色です。他の色のチョークを使用する場合は、黄色等で補完したり、口頭で使用色の説明をしたりする配慮が必要です。教室で子どもが何も言ってこないのは、色覚障がいがある子どもがいないということではありません。隣の子どもに聞くなど、いろいろ工夫しているのです。自分に色覚障がいがあると理解できない子どももいますし、理解していてもそれを宣言するには勇気が必要です。

誰もが安心して生活できる学校をつくるためには、教職員一人ひとりの取組と学校の組織的な取組が必要であることは言うまでもありません。

ポイント

53ページに、文部科学省作成「色覚に関する指導の資料」の掲載先URLを載せましたので、参照してください。

また、色覚障がいを理解するためには、様々な色覚特性のある人の見え方を体験することが効果的です。赤系統や緑系統が見えにくい状態を疑似体験できるメガネも市販されていますが、高価なので学校で購入することは難しいでしょう。スマートフォンやタブレット端末の無料アプリで、対象にかざすだけでリアルタイムに色見えにくさを表示できる「色のシミュレータ」というツールがあります。板書だけでなく、ポスターなどの掲示物や表示板を作成するときの参考にもなりますので、是非活用してください。

(4) 「ともに生きる社会かながわ憲章」

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会をめざして～」

平成28(2016)年7月、障がい者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件は、障がい者に対する偏見や差別思考から引き起こされたと伝えられ、社会に言いようのない衝撃と不安を与えました。

神奈川県では、このような事件が二度と繰り返されないように、この悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざす「ともに生きる社会かながわ憲章」を平成28年10月に策定しました。

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

神奈川県では、「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けた施策を推進しています。すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことを通して、お互いを理解し、尊重し合う共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育の推進もその一つです。学校においても、より一層「ともに生きる社会かながわ憲章」を広めていただき、障がいや障がい者に対する理解を促進し、誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されたりすることのないよう、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた取組の推進をお願いします。

なお、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につながるものとして、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会をめざして～」が制定され、令和5年4月1日に施行されました。

4 高齢者

急速に増加していく高齢者に対する理解を促進することで、高齢者への敬意や感謝の

心をもちながら、自分自身の問題として考えていくことが必要です。

高齢者に対する理解

内閣府の「高齢社会白書」（令和 5 (2023) 年）によると、わが国の総人口は令和 4 (2022) 年10月 1 日現在、1 億2,495万人で、65歳以上の高齢者人口は3,624万人です。総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は29.0%であり、「65～74歳人口」は1,687万人、総人口に占める割合は13.5%、「75歳以上人口」は1,936万人、総人口に占める割合は15.5%で、65～74歳人口を上回っています。

今後、高齢化率は上昇を続け、2070年には38.7%となり、国民の2.6人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推測されています。

社会を支えてきた人たちが高齢者となり、今、社会を支えている人たちが次に高齢者となります。児童・生徒にとっては、まさに自分自身の問題として考えなければならない数字です。高齢者に尊敬の念をもって接することはもちろん、「人生100歳時代」を迎える中、介護や福祉に関する課題にも目を向け、自分自身がどのように年齢を重ねていくかということをし、しっかりと考える必要があります。

また、若い人なら避けられることも、高齢者には避けられない場合があります。特に、児童・生徒が自転車に乗る場合、高齢者に十分注意するよう指導をお願いします。自転車に乗った児童・生徒が、交通事故の加害者になる可能性があるのです。

児童・生徒と高齢者が相互に理解を深め、連帯感を育むことが、高齢者への理解を促進し、高齢者の問題を自分自身の問題として考えるきっかけとなるはずです。

5 疾病等にかかる人権課題

疾病等がある児童・生徒の人権への配慮が必要であることはもちろん、感染症等に対する理解を促進することで、無知から来る患者等への偏見や誤った思い込みをなくしていくことが必要です。

特に、新型コロナウイルス感染症では、感染された方及びその家族や、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者、社会機能の維持にあたる方等の尊厳を傷つける行為が数多く報道されています。このような偏見や差別につながる行為は、人権の侵害であり、断じて許されないものです。また、これらの人たちが通学する学校、勤務する職場等に対する誹謗・中傷等もあってはならないことです。新型コロナウイルス感染症による人権問題が大きくなっているこのような時期だからこそ、各学校における人権教育の取組が、自他の人権を擁護するための実践行動につながるものとなっているか、再確認することが重要です。

特に、「人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成」という視点から、次のことについて、教職員で共通理解を図ってください。

（１）新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

ア 正しい理解に基づき、人権に関する知的理解を深める

インターネット上には不確かな情報が数多くあります。そのような情報や噂話を信じてまわりの人に言いふらしたり、SNSで発信・拡散する行為は、プライバシーの侵害、誹謗・中傷等、人権を侵害することになります。

教職員は、厚生労働省や文部科学省等の関係省庁、県、教育委員会等からの発信に基づいた正確な情報を入手するように努め、児童・生徒に伝えるとともに、誤った情報をもたらす結果について想像を巡らせ、情報の発信者としての責任について考えさせるなど、人権に関する知的理解が図られるように指導しましょう。

イ 人権意識を高く持ち、人権感覚を磨く

新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があり、感染した本人が責められるものではありません。「自分は感染していないから関係がない」、「感染していない自分に対して迷惑をかける行為は許せない」として他者を蔑んだり排除したりするような言動は許されるものではありません。新型コロナウイルス感染症の感染に係る不安が広がる中で、学校において互いに安心して生活をしていくためには、自分だけでなく他者のことも考えて行動することがこれまで以上に求められます。

そのためには、まず、教職員が前項で示したような正しい知見に基づき、人権意識を高く持った言動を心がけ、人権に配慮した環境づくりに努めることが大切です。児童・生徒に対しては、心ない言動に傷つけられている人の気持ちや痛みを想像したり、共感的に受容することができるよう指導するとともに、人権上配慮に欠ける発言等を見かけた場合には、見逃さずその場で指導していくことを心がけましょう。

ウ 新型コロナウイルス感染症に対する差別的な言動をする児童・生徒への対応について

児童・生徒においては新型コロナウイルス感染症の感染への不安を抱えたり、その不安から特定の対象者（咳をしている人、マスクをしていない人、感染症が広がっている地域に住んでいる人、外国から来た人等）への差別や偏見が起きることが懸念されます。

このことについては、学級担任から学級活動等で「新型コロナウイルス感染症に対する差別をしない、偏見はあってはならない」ということをしっかりと児童・生徒に伝えるとともに、差別や偏見があった場合には絶対に許さないという姿勢を全教職員が児童・生徒に示すことが大切です。

注意すべき児童・生徒の言動

- (例) ○ マスクをしていない児童・生徒に冷たくしたり、心ない言葉をかける
- 咳をしている児童・生徒や体調不良の人を“コロナ”扱いする
- 家族が医療従事者だから、その子どもを“コロナ”扱いする
- マスクを外してわざと周囲に咳をする など

教職員が注意をせずに流してしまうと、対象の児童・生徒はもちろん傷つきますし、周囲の児童・生徒が不満を持ったり、不安な気持ちにさせられたりすることにつながります。発見したその場で教職員として毅然とした姿勢で向き合い指導してください。基本的には「いじめ」の案件と同じように扱ってください。

教員によって対応に違いが出てしまうと、児童・生徒や保護者からの不信感につながります。全教職員が同じ気持ちを持って支援・指導をしてください。また、こ

のような児童・生徒の言動があった場合には、学年主任、児童・生徒指導担当等への報告や連絡を必ず行い情報を共有してください。

何よりも、教職員が児童・生徒の人権を大切にする姿勢を示すこと、教職員が、児童・生徒に対し、その気持ちを考え、心無い言葉や態度、振る舞いをしないことによって、隠れたカリキュラムとして、自分の人権とともに他者の人権を大切にすることが、児童・生徒に伝達されていきます。

隠れたカリキュラムについて

「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないにかかわらず、学校生活を営む上で、児童・生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものです。学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものです。人権感覚の育成には、体系的に整備された教育課程とともにこの「隠れたカリキュラム」という視点はとても重要です。

【参考】 「隠れたカリキュラム」の例

○「いじめ」を許さない態度を身につけるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分です。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童・生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身につけることができます。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要です。

(2) エイズ患者等

H I Vウィルス（ヒト免疫不全ウィルス）に感染し、免疫力が非常に下がった結果、様々な感染症を発症するようになった状態を、エイズ（後天性免疫不全症候群）と呼びます。エイズが知られるようになった当初は、効果的な治療方法がなかったため、死に至る不治の病というイメージが先行し、大変恐れられました。

現在では、エイズが発症する前にH I Vの感染が判明すれば、投薬によりエイズの発症を抑えることができます。また、H I Vの感染力は弱く、感染経路が性的接触による感染、血液を媒介とする感染、母子感染に限られていることも知られています。

何よりも児童・生徒には、エイズについて正しい知識が身につけられるよう、十分な指導が必要であることは言うまでもありません。そのためには、保健の授業をとおしての学習、医療関係者を招いての講演会などが有効です。

かつて、エイズが死に至る病として恐れられた結果、H I V感染者が医療機関で診察を拒否される等の差別を受けたほか、様々なところで差別事件が発生しました。血友病患者に投与された血液製剤による感染が多かったため、血友病患者であるというだけで仕事を解雇されたり、男性同性愛者の感染例が多かったため、同性愛者であるというだけで、アパートの立ち退きを求められたり、様々な事例が報告されています。H I Vは限られた経路でしか感染しません。エイズ患者が、いわれのない差別で苦しまなくてよいよう、児童・生徒が差別する側にならないよう、教育の果たす役割は大きいのです。

なお、公益財団法人エイズ予防財団が様々な啓発パンフレットを出していますので、必要に応じて照会してください。また、厚生労働省の「H I V／エイズ予防対策」をはじめ、多くの自治体等からエイズ関係の啓発資料がホームページ上に掲載されてい

ますので、参考にすることができます。

(3) ハンセン病患者等

ハンセン病は、「らい菌」による感染症で、感染力が低いにもかかわらず、大変恐れられた病気です。体の一部が変形したりする外観の特徴などから、偏見や差別の対象にされることがありました。もちろん、現在では完治する病気ですが、決定的な薬が開発されるまでは、ハンセン病も不治の病とされていました。

特に日本では、昭和6(1931)年に「^{らい}癩予防法」が制定され、在宅療養中の患者も含め、全ての患者を強制的に療養所へ入所させ、終生に亘って隔離する政策が押し進められました。昭和18(1943)年に特効薬であるプロミンがアメリカで開発されましたが、日本ではハンセン病患者を取り巻く状況は変わらず、昭和23(1948)年に成立した「優生保護法」では、優生手術の対象としてハンセン病も明記されました。昭和28(1953)年に「癩予防法」に代わり「^{らい}予防法」が成立しましたが、ハンセン病患者は、療養所に隔離して一生社会に出さないようにするという政策は、平成8(1996)年に「^{らい}予防法」が廃止されるまで維持されました。

平成10(1998)年にハンセン病患者が熊本地方裁判所に起こした「^{らい}予防法」を違憲とする国家賠償訴訟は、平成13(2001)年に原告の全面勝訴となり、政府も控訴を断念し確定しました。また国が続けた強制隔離政策のため、患者の家族も厳しい差別を受けたとして、平成28年(2016)年に元患者の家族が熊本地方裁判所に提訴したハンセン病家族訴訟でも令和元(2019)年に原告勝訴の判決が下り、政府が控訴をしなかったため判決が確定しました。

現在、療養所にいる元患者の方たちはほとんど高齢の方ですが、過去に大変な差別を受け続けただけでなく、病気が治った今でも、帰る場所がないのです。ハンセン病に罹ったことがわかったときに、家族から縁を切られたり、亡くなったことにされて療養所に収容されました。

「^{らい}予防法」が廃止されて20年目の平成28(2016)年に毎日新聞が療養所の入所者と退所者を対象に行ったアンケート調査では、77%の方が「病気への差別や偏見がいまだにある」と回答しています。

私たちにできることはなんでしょうか。ハンセン病について学ぶことによって、風評や偏見に振り回されるのではなく、正しい知識を身につけることが、すべての人権擁護につながることを理解できるのではないのでしょうか。前項の「(1)エイズ患者等」同様、保健の授業をとおしての学習、医療関係者や元患者の方を招いての講演会などが有効です。また、厚生労働省のホームページに「ハンセン病の正しい理解のために」が掲載されていますので、参考にすることができます(P54参照)。

6 同和問題(部落差別)

同和問題(部落差別)の解決のために、教育には大きな役割があります。この問題について正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識をなくすため、あらゆる機会を捉えて人権尊重の精神を基盤とした教育を推進するとともに、差別に遭遇したときに、自ら正しい判断に基づき行動ができる児童・生徒の育成に努めなければなりません。ここでは、

そのポイントを解説します。

（１）同和問題の正しい理解

県教育委員会は昭和53(1978)年に「神奈川県同和教育基本方針」（P75参照）を通知し、人権・同和教育を進めてきました。この基本方針は、平成25(2013)年3月に改定された「かながわ人権施策推進指針」に取り込まれて、その精神は継承されています。

「Ⅲ 人権教育の歴史 2 国の取組 （１）同和問題と同和教育」（P15参照）でも述べたように平成28年(2016)年12月9日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し、同月16日に施行されました（P76参照）。

情報化の進展に伴い、インターネット上には差別的な書き込みや根拠のない情報が数多く見られます。また平成31(2019)年3月の新聞に、高校生がインターネットのフリーマーケットに、インターネット上で公開されていたデータを使用して製本した被差別部落の地名などが記されている書籍を出品した、という記事が掲載されました。

児童・生徒が差別的な情報を信じることがないように、また部落差別に対する認識が薄いまま意図せず差別につながる行動をとらないように、教職員は同和問題の実態を正しく理解し、児童・生徒に伝えることが重要です。

部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う際には、参議院法務委員会における附帯決議（平成28(2016)年12月8日）（P77参照）に十分配慮することが必要です。

教職員が同和問題を正しく理解した上で、児童・生徒に被差別部落の歴史的な成り立ちや、被差別部落の人々が社会を維持するために果たしてきた役割と日本文化の発展に大きく寄与してきたことを伝え、それが現代の私たちの生活につながっていることを、しっかりと理解させましょう。

児童・生徒への指導には、次のワークシートを利用した授業をお勧めします。詳しい解説もついていきますし、教職員の研修に使えるワークも入っています。

- 「人権学習ワークシート集 第14集（小・中学校編）」
- 「人権学習ワークシート集 第16集（小・中学校編）」
- 「人権学習ワークシート集 第17集（小・中学校編）」
- 「人権学習ワークシート集 第15集（高校編）」
- 「人権学習ワークシート集 第16集（高校編）」
- 「人権学習ワークシート集 第17集（高校編）」
- 「人権学習のための参加体験型学習プログラム集 第2集」
- 「人権学習のための参加体験型学習プログラム集 第3集」

推奨図書

同和教育の授業を実践する前に、次の図書を参照することをお勧めします。なお、これらの図書は、県立学校及び市町村教育委員会に配付してあります。

- ・「これでわかった！部落の歴史 私のダイガク講座」上杉 聡 解放出版社 2004
- ・「ビジュアル部落史第1巻～第5巻」大阪人権博物館 解放出版社 2006～08
- ・「神奈川の部落史」 「神奈川の部落史」編集委員会 不二出版 2007

同和教育の進め方として、各発達段階に応じた次のような計画が想定されます。

ア 小学校（高学年）

歴史学習の授業で、日本を代表する芸能文化である歌舞伎や能、また、寺院の枯山水などの発展に、差別されてきた人々が大きく寄与したことを、視聴覚教材等を使用して学習する。

また、江戸時代の身分制度では、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄づくりなどの生活に欠かせない仕事をしてきたことや、優れた技術によって、新しい学問、医学の発展に貢献したこと等を学習する。

イ 中学校

江戸時代の身分制度を学習する際に、教科書には、被差別部落の人々が百姓・町人より低い身分との記述がされていないことに注目させる。そして江戸時代の身分制度で、被差別部落の人々がどのように位置づけられていたかを考えさせる。このような学習を通じて、部落差別が人為的に作られたものであること、被差別部落の人々が百姓・町人の「下」ではなく、「外」に位置付けられていたことなどを考察し判断させる。また彼らが役負担や生業を通じて、当時の社会を支える重要な役割を果たしていたこと、百姓・町人と同様に豊かな者も貧しい者もいたこと、「蘭学事始」などの資料を活用して医学の発展に寄与したことなどを学習する。

ウ 高校

同和問題の歴史的変遷を学ぶ。様々な役割を担っていた被差別部落の人々が、戦国大名に重用・統制され、江戸時代には百姓・町人とは別の支配体系に組み込まれたことを学習する。明治に入って出された解放令を読み解くことをとおして、経済的には厳しい状況に追い込まれたことを考察・判断させる。そして貧困が差別を正当化し、差別が貧困からの脱出を妨げる悪循環に気づかせ、融和運動や全国水平社の運動を学習する。また、戦後も続いた部落差別を解消するために実施された同和対策・地域改善事業が、日本国憲法が保障する国民の基本的人権を守る施策であったことに気づかせる。さらに、現在、情報通信技術の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じ、「部落差別解消の推進に関する法律」が施行されたことなどを学習する。

（２）公正な採用選考

昭和40(1965)年の同和対策審議会答申は、同和地区出身者の就職の状況について「近代的な大企業への就職はきわめて少ない」と述べ、その原因は「基本的には社会的差別と偏見」であると指摘しました。当時は、社用紙と呼ばれる会社独自の履歴書を使用して、家庭の経済力や親の職業・学歴などの記載を求め、これらの内容を選考の基準としている会社がありました。また、社用紙に記載させた本籍情報や、採用選考時に提出させた戸籍抄本をもとに身元調査が行われることもあり、これらのことにより同和地区出身者などが就職差別を受けることがありました。

このような状況の中で、生徒を就職差別から守るため、生徒本人の適性と能力に関わりのない項目を応募用紙から取り除くよう企業に求める取組が、学校現場を中心に

進められました。その結果、昭和48(1973)年に労働省と文部省が、新規高卒者の採用選考時における応募書類は、就職差別につながる事項を除いた「全国高等学校統一用紙」を使用し、戸籍謄(抄)本等の提出を求めないよう通達を出しました。その後、新規中学校卒業者用の応募書類も高等学校の様式に準じて定められ、どちらの様式についても何回かの改訂を経て、現在の様式(P38参照)にいたっています。

本県においても、平成9(1997)年度の新規高卒者の採用選考において、県内企業数社が本人・家族の本籍地や家族の職業を記載させたり、面接において家族構成や保護者の離婚理由などを質問したりしたことが明らかになりました。このことを受け、県教育委員会では平成10(1998)年度から神奈川労働局などの関係機関と連携を図りながら、次のように公正な採用選考のための取組を進めています。

- 例年5月に、ハローワークを通じて事業所に公正な採用選考の実施について文書で依頼する。
- 提出書類や面接における不適切な質問について学校からの報告があった場合には、神奈川労働局に連絡の上、不適正事案と認められた場合は、企業に対する指導を依頼する。

生徒を就職差別から守るためには、中学・高校の指導の中で、採用選考は本人の適性と能力に基づいて行われなければならないという認識を高め、生徒自身が就職差別につながる質問などに気づき、指摘できるような態度を身につけることが大切です。

生徒を指導するために、まず教職員が人権感覚を磨き、どのような質問が不適切かを把握しておく必要があります。行政課は、例年5月に県立学校に宛てて「新規学校卒業者の就職に係る『公正な採用選考』について」という依頼文を発出しています。その際、「早期選考及び不適正事案連絡票」「公正な採用選考に関する受験報告書(様式例)」を添付しています。「公正な採用選考に関する受験報告書(様式例)」には不適正な質問例を載せていますので、一度目を通してください。

また、生徒が就職差別を受けたり、面接で不適切な質問を受けたりした場合には、学校は速やかに県教育委員会とハローワークに連絡し、生徒に寄り添うような指導を行うことが大切です。

県教育委員会とハローワークへの連絡は速やかに行う必要があります。速やかに管理職へ報告してハローワークへの連絡を行い、管理職を通じて行政課へ一報を入れてください。さらに行政課へ「早期選考及び不適正事案連絡票」「求人票(写)」「受験報告書(写)」「経緯を説明するメモ」を送ってください。

行政課は、神奈川労働局と連絡を取り、企業に対する事実確認と指導は、ハローワークが行います。

大学・短大、専門学校、私立中・高等学校等の入学関係書類において、本籍や家族構成等の記載を求めたり、面接時に不適切な質問をしたりするケースも報告されています。県教育委員会では県立学校に対して、学校が提出する入学関係書類に本籍欄や家族欄があった場合には、該当欄は記入せず斜線を施す対応をするよう指導するとともに、文部科学省や大学関係機関等に改善の要望をしています。

全国高等学校統一用紙

(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

履歴書

令和 年 月 日現在

ふりがな

氏名

生年月日

昭和・平成 年 月 日生(満 歳)

写真をはる位置
(30×40mm)

資格等	取得年月	資格等の名称
趣味・特技		校内外の諸活動
志望の動機		
備考		

（応募書類 その1）

（連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること）

（職歴にはいわゆるアルバイトは含まない）

7 外国籍県民等

神奈川県内のほとんどの公立学校には、外国籍の児童・生徒が在籍しています。また、それ以外にも、言語・文化などに様々な背景をもった、たとえば、日本国籍であっても母語が日本語ではない等の児童・生徒が在籍しています。神奈川県では、平成19(2007)年度に策定した「かながわ教育ビジョン」に則って、文部科学省等が使用している「外国籍（人）児童・生徒」という言葉を「外国につながるの児童・生徒」という言い方に変更しています。外国籍の児童・生徒だけでなく、外国に血縁があるが、保護者が日本に定住する過程で帰化した、あるいは保護者の婚姻等により日本国籍を取得した児童・生徒を含みます。

多文化共生社会実現のためには、国籍・文化・民族等の違いによる差別や偏見をなくす教育をすることはもちろん、母語が日本語ではない等の児童・生徒への支援体制を整備するとともに、外国籍の児童・生徒が、誇りをもって本名が名乗れる環境をつくっていくことが大切です。

（１）文化や民族の違いの理解

令和4(2022)年の県教育委員会の調査では、県内の公立小・中学校に在籍する外国籍の児童・生徒数は10,204人で、国籍・地域別の割合では中国・台湾41.2%、フィリピン12.5%、ベトナム10.4%、ブラジル5.7%、ペルー4.8%、韓国・朝鮮4.3%となっています。

児童・生徒の間で起こるトラブルの中には、文化や習慣の違いへの理解不足が原因の場合もあると考えられます。一人ひとりの児童・生徒が違いを認め合い、互いの文化と個性を尊重する態度を身につけることが大切です。学級などで、外国につながるの児童・生徒の生活習慣やその国の歴史、文化などへの理解を深めることは、児童・生徒が多様な文化について正しい認識をもち、国際社会で主体的に行動する上で効果的です。また、そのような取組は、外国につながるの児童・生徒にとって、自分自身だけでなくその国の文化も大切にされているという実感につながります。

（２）言語等の支援

日本語の指導に関しては、日常生活で用いる生活言語に比べて教科の学習で用いる学習言語の習得には時間がかかることをふまえ、日常生活では日本語に不自由しなくなっても、授業の内容が理解できない場合も多いことに注意する必要があります。このような視点から、定期試験問題にルビを振る等の措置も取られています。

公立高等学校の入学者選抜では、外国の国籍を有する人または日本国籍を取得して6年以内（入学年の2月1日現在）の人で、入国後の在留期間が通算6年以内（入学年の2月1日現在）の人の場合に応募できる在県外国人等特別募集が実施されているほか、海外から引き揚げ後、または海外から移住後の年数が定められた年数以内の場合に、学力検査問題にルビを振ったり検査時間を延長したりすることを申請することもできます。

また、保護者あての文章にルビを振ることも、保護者との意思疎通をはかる上で有効な場合があります。

神奈川県教育委員会では、外国につながる生徒の支援のために、「外国につながる

のある児童・生徒への指導・支援の手引き」（改訂版）を作成し、外国につながる生徒のための教材リスト等を紹介しています。神奈川県ホームページにアップロードしていますので、必要に応じてご活用ください。

（３）国籍や在留資格の把握

外国籍の児童・生徒が、将来、日本で就職しようとする時には、在留資格が就労を認めているものであることが必要になります。また、警察官など公務員の一部の職種では日本国籍がないと受験できない場合もあります。進路指導を中心として、外国籍の児童・生徒に対して適切な指導や支援を行うためには、児童・生徒の国籍や在留資格を把握することが大切です。

小・中学校では、一般に就学に関する書類から児童・生徒が外国籍であることを把握することが可能です。注意する点としては、児童・生徒自身が外国籍であることを自覚していない場合があるということです。また、通称名を使用している場合には、学校で使用している名前が通称名であることを児童・生徒自身が知らない可能性もあります。

県立高校の場合には、入学前の入学予定者説明会等で、適切な支援や進路指導を行う上で国籍や在留資格の把握が必要であることについて説明し、生徒・保護者の理解を得ることが必要です。その上で、入学前に面接を希望する外国籍の生徒・保護者にはその機会を設け、在留資格や入学後に配慮してほしいこと等について確認します。入学後の進路指導等の中でも重ねて国籍把握の必要性について生徒・保護者に説明し、国籍や在留資格の把握に努めることが重要です。

在留資格に関する仕組みや手続きは複雑ですので、在留資格に関する具体的手続き等については、保護者・生徒が出入国在留管理局等に早めに相談することが必要です。

（４）本名が名乗れる教育環境づくり

外国籍の児童・生徒が、自らのアイデンティティを再確認し、自尊感情をもって学校生活を有意義に過ごすためにも本名を名乗ることのできる教育環境をつくることが求められています。県立高等学校を対象とした令和５（２０２３）年の調査によると、外国籍生徒の在籍数は１,５２２名です。このうち、４０．６％の生徒が本名を名乗らずに通称名で学校生活を送っています。

本名が名乗れない理由は、「本名を名乗ると差別を受ける。」あるいは「差別を受けそうだから。」ということです。もちろん、本名を名乗っても差別を受けることなく生活している児童・生徒もいます。ただ、周囲の人から見て差別を受けていないように見えても、本名での生活には様々なストレスや不便がつきまとうと言われていきます。

名前を呼ばただけでじろじろ見られたり、何度も名前を聴き返されたり、国籍はどこでいつ日本に来たのかなど、興味本位で様々な質問を受けることもあります。右から左に横書きをする言語もありますが、日本の申請用紙はすべて左からの横書きであり、中には縦書きの書類もあります。

このような中で本名を貫くためには、様々な軋轢を乗り越え、相応の労力をかけなければなりません。

しかし、通称名はあくまでも通称名です。ある程度面倒な作業からは逃れられます

が、場合によっては通称名であることや複数の名前があることについて、説明しなければなりません。結局、本名を隠していることへの心苦しきや、通称名使用の煩わしさから、思い切って本名を使用するようになる児童・生徒もいます。

(5) 偏見や差別意識の払拭

外国につながるのある児童・生徒が、それを理由にいじめられるといった直接的な差別のほか、外国籍であることが理由で希望の会社に入れなかったり、住まいを探すときに断られたりするなど、外国人に対する差別の実態があります。外国につながるのある児童・生徒が、安心して学校生活を送るためには、外国人に対する偏見や差別意識を払拭し、ともに生きる社会を実現することが重要です。近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めており、平成28(2016)年6月3日には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）が施行されました（P78参照）。この法律は第6条で、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動の実施等について規定しています。令和元(2019)年12月に川崎市が条例（P54掲載先URL参照）を制定するなど、各自治体でこの法律に関する取組が進んでいます。民族や国籍等の違いを越え、互いの人権を尊重し合う多文化共生社会の実現を目指した教育の推進が求められています。

8 貧困等にかかる人権課題

混迷する社会経済情勢を背景に、職に就けない人や、非正規雇用労働者をはじめ、不安定な就労状態にある人が増加しています。

貧困に悩む人の中には、ネットカフェ等の終夜営業の店舗等で寝泊まりするなど住居喪失状態となり、適切な支援につながらず、健康で文化的な最低限度の生活さえできない状態に陥ってしまう人もいます。また、世帯の貧困が子どもの教育に影響し、貧困が次の世代にわたって連鎖するといった問題、高齢者の貧困問題、さらに労働条件や職種などにより、男性より女性のほうが貧困に陥りやすい環境にあること、母子家庭の多くが低所得層にあることなども指摘されています。

加えて、駅周辺や公園、河川敷等に起居する、ホームレスとなることを余儀なくされた人への偏見や差別意識から、地域社会から排除されるという人権問題も発生しています。ホームレス襲撃事件等は、ホームレスについての正しい理解がないために起きる痛ましい事件です。貧困問題について正しい理解を進めるとともに、若年ホームレスが増加している実態などもふまえ、自分自身の進路の問題と関連づけて考えさせる必要があります。

(1) 子どもの貧困

令和3(2022)年に実施された国民生活基礎調査（厚生労働省）によると子どもの貧困率は11.5%、つまり約9人に1人の子どもが「相対的貧困」という結果が示されました。子どもの貧困率とは、相対的貧困の状態にある18歳未満の子どもの割合を指します。国民を可処分所得の順に並べ、その真ん中の人の半分以下しか所得がない状態

を相対的貧困と呼びます。ひとり親の世帯に限定すると、相対的貧困率は44.5%にのぼります。こうした世帯で育つ子どもは、医療や食事、学習、進学などの面で極めて不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せない傾向にあります。家計が苦しいために進学を諦めざるを得ず、学校では疎外感を感じ、将来に希望を持つことができない子どもたちがいます。また、貧困の問題が児童虐待やいじめ、不登校と関連している場合もあります。生まれ育った環境によって、子どもたちの将来に差がついてしまうこと、さらに、そうした貧困が世代を超えて連鎖しかねないということは大きな問題です。

このような貧困の連鎖を解消するため、平成25(2013)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、それに基づいて平成26(2014)年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

さらに、令和元(2019)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。改正法の目的は「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」とされ、子どもが現在直面している貧困問題も視野に入れて、総合的な対策を推進することとされています。また基本理念として、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があること、子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において推進されるべきことが明記されました。この改正を受け、令和元(2019)年11月に新たな「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されています。

この大綱では「学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る」と、より地域との連携が強調され、子どもの苦境を早期に把握して支援につなげる体制の強化が提言されています。

本県においても、平成27年(2015年)3月に「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。令和元(2019)年度で5年間の計画期間が終了しましたが、引き続き、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもたちの笑いあふれる神奈川を目指し、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画(令和2(2020)年度から令和6(2024)年度)」として改訂しました。

学校においては、児童・生徒の様子や家庭の状況をできるだけ把握し、必要に応じて教職員間で情報を共有しながら、適切な支援をすることが大切です。そのために、スクールソーシャルワーカーや教育委員会、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブ等との連携を強化することが求められています。そして家庭環境や居住地域に左右されることなく、児童・生徒の学力を伸長させる取組、児童・生徒が悩みを相談できる校内体制の充実を図ることが求められています。

(2) ホームレスの現状

令和5(2023)年1月に厚生労働省が実施したホームレスの実態に関する全国調査によれば、全国のホームレス数は3,065人となっています。「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」では、ホームレスとは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義しており、その数はかなり減少していますが、(3)で示すように、この定義では数えられない人が増えていると考えられます。

ホームレスが生まれる背景には、社会・経済構造上の問題があるとともに、ホームレスになる理由は人によってそれぞれ異なり、複雑な要因が絡み合っています。例えば、借金の保証人になった結果、借り手が夜逃げをしたため自分が執拗な取立てにあり、自分も逃げざるを得なくなったという人がいます。この場合、住民票を異動すると、借金の取立てに追跡されますから、住民票は異動できません。住所不定になるわけですから、就職もできなければ行政サービスを受けることもできなくなってしまいます。また、現業系の非正規労働者であった場合に、病気や怪我によって仕事を失い、家賃も払えず、あっという間に野宿生活になってしまう人もいます。

一度ホームレスになってしまうと住居等がない状態になるわけですから、働く意欲はあっても、職につけず、個人の力でホームレスの状態から抜け出すことは、大変難しくなります。また、社会の「だらしない」「怠け者」といった偏見は、彼らの疎外感を増大させ、自立への意欲を失わせる要因となっています。ホームレスの問題を個人の責任に帰するのではなく、社会全体の課題として捉えていく必要があります。

（３）若年住居喪失者の増加

若年（20～30代）の住居喪失者が増えています。しかし、その実態はあまり知られていません。彼らはインターネットカフェや24時間営業の飲食店を転々としていることが多く、野宿をしないので「ホームレス」の定義から外れてしまい、実態調査等からも漏れてしまいます。このため路上や公園で寝泊りすることの多い高齢者のホームレスに比べると、行政からの支援を受けにくいことも特徴のひとつです。

若年住居喪失者になる理由は、家族関係が希薄だったり、劣悪な雇用条件の中で労働し、働くことへの意欲をなくしたりと様々な問題が複合的に絡み合っています。これらの問題は誰にでも起こる可能性があることをふまえ、若年貧困者に対する理解を深めるよう指導する必要があります。

９ 犯罪被害者等

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるといった、犯罪等による直接的な被害だけではなく、周囲の無理解による言動等によって、精神的苦痛などの二次被害にも苦しんでいます。犯罪被害者等の気持ちに共感し、二次被害の加害者にならないようにすることが大切です。誰もが犯罪被害者等になる可能性があります。また、いじめの延長で金品を要求されることや、痴漢の被害などを受けることは、犯罪被害を受けていることだと、児童・生徒に気づかせる必要があります。

（１）身近な犯罪被害

犯罪被害と聞くと、殺人や強盗傷害などの深刻な被害を連想することが多いのではないのでしょうか。しかし、いじめの延長で恐喝や暴行を受けたり、痴漢の被害にあったりすることも、犯罪被害を受けているということです。そのような被害を受けると、不登校になったり、心的外傷後ストレス障害（PTSD）になったりする場合があります。犯罪被害は、遠い世界の出来事ではありません。児童・生徒が、日々の生活の中で犯罪被害にあわないよう、万一犯罪被害を受けた場合は二次被害を防ぐよう様々

な面で注意を払う必要があります。

また、犯罪被害は身近にあるという観点から児童・生徒を指導することが必要です。恐喝や暴行、盗撮や痴漢行為は犯罪です。学校内の指導で対応できることには限界があります。犯罪とは何か、犯罪にあった時にはどうするかなどを、日頃から児童・生徒への啓発を心掛けておく必要があります。

（２）犯罪被害者等への共感

犯罪被害者やその家族は、どのような思いをし、どのような生活を送っているのでしょうか。強い悲しみと犯行に対する怒りを感じるのは当然ですが、他人への信頼感が低下したり、将来への展望を失ってしまう場合もあります。警察の捜査による心理的負担や保険・医療関係等の煩雑な手続きなどに加え、マスコミの容赦ない取材などが追い討ちをかけます。仕事を欠勤したり、場合によっては退職したりしなければならなくなることもあります。ストレスの影響で病気になってしまう場合もあります。犯人が逮捕されたとしても、それは解決にはなりません。そこから、裁判の手続き、そして実際の裁判など、新たな負担が加わります。また、インターネットへの無責任な書き込みなどの二次被害に対し、怒り、不安、悲しみ、孤独感など、様々な負の感情に揺れ続けることになるのです。失ったものは大きく、元の生活に戻ることは難しくなります。

通常の生活をしている人が、犯罪被害者等の身になって考えるのは難しいことです。しかし、ある日突然、犯罪被害者等という境遇になり、精神的・物理的に様々な負担を強いられ続けなければならないという、はなはだ理不尽な状態に陥る場合があるということは、理解できるはずです。児童・生徒はもとより教職員も、犯罪被害者等に二次被害を加える側に決してならないよう、気を配る必要があります。また、犯罪被害者等を支援するのも、簡単なことではありません。事件直後や、裁判の期間など、その時々で必要な支援内容が変わってくるからです。支援しているつもりが、二次被害を加えてしまうこともあります。複雑な心境にある犯罪被害者は、支援すら受け止められない場合もあります。当事者の心の揺れも含めて見守る姿勢が大切です。

なお、犯罪被害者等の支援については、次のサポートステーション、支援センター等の相談機関があります。

参 考

- ・ かながわ犯罪被害者サポートステーション

横浜市神奈川区鶴屋町 2 - 24 - 2 かながわ県民センター14階

電話 045(311)4727 月曜日から土曜日 午前9時から午後5時

* 祝休日、年末年始、かながわ県民センターの休館日を除く。

- ・ 犯罪被害者支援センター（神奈川県弁護士会）

電話 045(211)7724 毎週火曜日・金曜日 午後1時～午後4時

10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による拉致は重大な人権侵害であり、国家間で必ず解決されなければなら

ない問題です。そのことを理解すると共に、在日朝鮮人の人々が、この問題に関連していわれのない攻撃を受けることは、絶対にあってはいけないということもしっかりと認識しなければなりません。

（１）拉致被害者とその家族

1970年代から80年代にかけて北朝鮮当局（日本は、朝鮮民主主義人民共和国（通称：北朝鮮）を国家承認していないため、北朝鮮政府を「北朝鮮当局」と表現しています。）による日本人拉致が多発し、現在、政府は17名を拉致被害者として認定しています。また、政府が認定した拉致被害者以外にも、拉致の可能性が否定できない「特定失踪者」と呼ばれる人たちがいます。

平成14(2002)年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮当局は日本人を拉致したことを認め、謝罪しました。その後、5名の拉致被害者が帰国しましたが、残りの拉致被害者については、いまだ問題の解決に向けた具体的行動はとられていません。

北朝鮮当局による拉致は、日本の主権と国民の生命と安全に関わる問題であり、早期に解決が望まれる国民的課題ですが、同時に拉致被害者やその家族にとっては重大な人権侵害そのものであり、日本が現在抱えている人権課題の一つであると言えます。

このため、平成18(2006)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、平成23(2011)年4月1日には閣議決定により国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、「基本計画」とする。）における人権課題として、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられました。拉致問題は、他の人権課題とは異なる国際的な問題であるために、簡単に解決できない問題です。そこで、「基本計画」では、「拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。」としており、学校教育においては、人権侵害問題の観点から「児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する」こととされました。

（２）朝鮮半島につながりのある児童・生徒への配慮

一方、本県には朝鮮半島につながりのある児童・生徒が在籍していることから、拉致問題を学習することによりこれらの児童・生徒に対する差別、偏見等が生じないように十分に配慮する必要があります。

児童・生徒一人ひとりを大切にするとともに、拉致問題に児童・生徒が関心を持ち続け、この問題が今後とも風化しないように、次のことに留意しながら指導してください。

- 拉致問題は北朝鮮当局による人権侵害行為ではあるが、北朝鮮当局に対する非難に主眼を置くのではなく、人権課題の一つとしてこの問題を捉えさせる。
- 拉致被害者やその家族の心の痛みや叫び等を中心に取り上げ、そのつらい気持ちに共感する心情を育てるようにする。また、拉致問題を学習することにより育まれた共感する心は、他の人権課題について考える際にも大切であるという点に気づかせ、今後の人権教育に生かす。
- 拉致問題は、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や日本で生活する朝鮮半島につながりのある人々に責任を帰する問題ではないこと

を押さえる。また、この点を踏まえて、差別や偏見についての学習を深めることも考えられる。

なお、北朝鮮当局による拉致問題の詳細については、政府の拉致問題対策本部ホームページを参照してください。（P54参照）

11 性的マイノリティ（LGBTQ）

「世の中には男と女しかいない」、「人は異性に恋をする」。これは当たり前のことなのでしょうか。

社会には、トランスジェンダーのように生物学的な性（身体の性）と性別に関する自己認識（心の性、性自認）が一致しない人がいます。また、レズビアン、ゲイやバイセクシュアルのように性的指向（恋愛や性愛の対象となる人の性）が同性や両性に向いている人、さらにクエスチョニングのように性自認や性的指向について迷って揺れ動いている人がいます。このような人々のことを「性的マイノリティ（LGBTQ：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字）」と表現することがあります。

令和5（2023）年に実施した「LGBTQ＋調査2023」（電通グループ）によれば、性的マイノリティの人たち（LGBTQ＋当事者層）の比率は9.7%です。性的マイノリティの人たちは、少数者であるがゆえに周囲の無理解から差別されたり、偏見をもたれたりすることがあります。また、自分が周りと違うことに悩み、誰にも相談できず苦しんでいる人もいます。これらのことから、自尊感情が低くなりやすく、抑うつや自殺を考える割合を高める一因ともなっています。

平成28（2016）年に性的マイノリティの人たちを対象とし、15,141名から回答を得た「LGBT当事者の意識調査」（ライフネット生命）では58.2%が小・中・高校においていじめの被害を経験していました。また学校や職場において71.7%が性的マイノリティに関して差別的な発言を耳にしていました。

学校においては、児童・生徒の発達の段階に応じて、性的マイノリティに対する正しい理解のための教育を推進することが求められています。学級に3、4名の当該児童・生徒が在籍している可能性があることを想定し、教職員が性的マイノリティに対する理解を深め、日頃から言動に細心の注意を払い、当該児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを進めていく必要があります。

性同一性障がいとは、性別に違和感を抱く人を示す広い概念であるトランスジェンダーに含まれる、医学上の診断名です。自分自身が身体的・社会的にどちらの性別であるかを認識していながら、心理的にその性別に違和感を抱き、強い葛藤をおぼえ、心の性に合わせようとして生じている適応の障がいのことをいいます。平成15（2003）年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、一定の条件を満たせば家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別を変更することが可能となりました。平成20（2008）年6月には法律の一部改正により、必要条件の一部が緩和されました。平成16（2004）年7月の施行後、令和元（2019）年までに9,625件（司法統計より）の性別変更が認められました。このような流れを汲んで地方自治体の中には性同一性障がいの人への配慮から、「各種の申請書類から可能な限り性別欄を削除する」という

動きもあります。こうした状況を踏まえ、国は、令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を公布・施行しました。

性同一性障がいの人たちの中には、診断を受けた上で、戸籍上の性別を変更するために、身体の性別を変える手術などを選ぶ人もいますが、外見や行動を心の性に合わせて日常生活を送っている人もいるため、外見と戸籍上の性別が異なっている人もいます。また、自分の性別に違和感をもっている人も、診断を受けない人もいます。

性的指向とは、恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているかをいいます。「世の中には、性的指向が異性のみに向いている異性愛者しかいない」わけではなく、同性のみに向いている同性愛者（ゲイ・レズビアン）や同性にも異性にも向いている両性愛者（バイセクシュアル）等がいます。一般には、性的指向は外見からはわかりにくいため、同性愛や両性愛であることを悩んでいる人がいたとしても他の人が気づいて支援することが困難であるという特徴があります。

厚生労働省エイズ対策研究推進事業「ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート」（平成27(2015)年）にある調査結果（有効回答数5,731人）をみると、ゲイやバイセクシュアルの男性の65.9%（10代では64.7%）はこれまでに自殺を考えたことがあり（自殺念慮）、14.0%（10代では16.2%）は実際に自殺未遂の経験があったと回答しています。

性自認や性的指向は、自分の意志で変えたり、選んだりできるものではありません。しかし、性的マイノリティに関する誤解から、「いずれ治る」「男（女）らしくない」などと言われたり、「思春期には異性に恋愛感情をもつのが自然である」という発言を聞いたりして、「自分はおかしいのかも」と思い込み、家族にも相談できない児童・生徒がいます。

また、NPO法人ストップいじめ！ナビが平成26(2014)年に公開した「LGBTの学校生活に関する実態調査(2013)」レポートによると、LGBT当事者の68%にいじめ被害経験があり、特に性別に違和感を持つ男子では、身体的暴力（48%）、服を脱がされる、恥ずかしいことを強制されるといった性的暴力（23%）などの深刻ないじめを経験している割合が高率でした。

各学校において性同一性障がいなどの性自認や性的指向に関わる相談があった場合には、平成27(2015)年4月文部科学省より「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が通知されていることをふまえ、児童・生徒及びその保護者の心情を適切に受け止め、対応することが大切です。特に、性的指向と性自認を混同しないこと、困っていることは一人ひとり違うことに留意し、必要に応じて関係医療機関や支援団体等との連携体制を構築するなど、個々の心情に十分配慮した対応が求められます。

ただし、児童生徒が自分のセクシュアリティを打ち明けた場合【カミングアウト】、本人の許可なく他の人にそのことを伝えること【アウティング】はしてはいけません。カミングアウトは、これまで誰にも言っていない自分の秘密を話すことです。アウティングでは、いわば勇気をふりしぼって信頼できる人にのみカミングアウトしたのに、知られたくない人にも知られてしまうことで裏切られた気分になり、傷つくことは容易に想像できます。カミングアウトが難しいと感じる相手に「家族」を挙げて

いる人も多いです。

もしカミングアウトされたら、「打ち明けてくれてありがとう」と感謝を伝えたいので、「自分以外、誰にカミングアウトしているの?」「誰になら伝えても大丈夫?」など、当事者が伝えている人や、伝えてもよい人を確認し許可を得て話しましょう。

児童・生徒本人への具体的な配慮としては、制服の選択制や性差を感じさせない制服の導入・男女を問わず使用できるトイレの設置・個人で利用できる更衣スペースの確保など施設面等での配慮や、身体検査、修学旅行での部屋割りなど、男女を明確に分ける場面での配慮、授業等で性別にかかわらず「さんづけ」で呼ぶなどの呼称についての配慮などが考えられます。

学校においては、まず教職員が性の多様性に関する正しい知識を理解するために研修を行い、児童・生徒に、様々な機会を通して性の多様性について伝え、理解できるように努めることが大切です。誰もが安心して、安全に生活できる学校づくりを心がけていきましょう。

12 インターネットによる人権侵害

インターネットを悪用した人権侵害としては、SNSや掲示板等への誹謗・中傷の書き込み、画像や個人情報の無断掲載等が挙げられます。差別用語を使用した民族や団体への攻撃から、特定の個人を対象としたいじめに至るまで、匿名性を利用した悪質な人権侵害が行われています。特に、特定の個人へのいじめについては、仲間同士の些細な行き違いから発生することが多いのですが、インターネットの特性で多数派が過剰に盛り上がり、過激な言葉での誹謗・中傷が個人に集中することから、それが原因で対象者が自殺に至る事件が起き、社会問題になっています。

こうした中、深刻化するインターネット上の誹謗・中傷への対策を強化するため、令和3(2021)年4月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が改正されました。(改正プロバイダ責任制限法：令和4年10月1日施行) 今回の改正により、インターネット上で誹謗・中傷を行った人物の特定がしやすくなります。また、法務省は刑法の侮辱罪の法定刑を見直し、懲役刑が導入されました。厳罰化に伴い、公訴時効も3年に延長し、犯罪防止や被害救済につなげる狙いです。

なりすましによる個人情報の流出から、詐欺や性犯罪の被害者となる危険性もあります。一度流出した個人情報はインターネット上から完全に消し去ることはできません。自分の顔写真を公開したり、悪意がなくても、友人の個人情報を無断で書き込む等のことは、取り返しがつかない事態を招くことになります。

本来であれば、携帯端末等の使用に関しては家庭で管理すべき事項ですが、学校での人間関係に重大な影響を及ぼすことから、インターネットの正しい活用について、児童・生徒への適切な教育が必要です。インターネットは、正しく使用すれば大変有効なツールとなりますが、一歩間違えると容易に人権侵害を招くメディアでもあります。インターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう、児童・生徒にインターネットの持つ危険性とその具体的被害について、十分に伝えていく必要があります。

具体的には、インターネットの悪用によって起きた実際の事件を題材に、その被害の状況、事件の影響、事件に巻き込まれた原因などの説明を加え、児童・生徒自らがインターネットの危険性について考え、対処できるように導くことが必要です。インターネット・サイト等についての知識に関しては、教職員よりも、児童・生徒の方が詳しいのが現実です。頭ごなしに有害サイト等へのアクセスを禁止しても、一人ひとりの携帯端末等を監視することはできません。かえって逆効果となり、危険なアクセス等が見えにくくなる可能性があります。児童・生徒にいかに自覚を促すかが、もっとも大切なポイントです。

13 様々な人権課題

1～12に取り上げた課題は、決して単純に表れるものではありません。複合し、連鎖し、時には差別の被害を受けた人が、他の人を差別してしまうこともあります。また、社会や経済、世界情勢の目まぐるしい変化により、新たな人権課題が社会問題となっています。

(1) アイヌ民族の人権課題

世界には多数の先住民族が存在しますが、多くの先住民族は迫害の対象となったり、社会への同化を強いられた結果、言語や伝統的な慣習を捨てることを余儀なくされたりといった困難にさらされています。

たとえば、アイヌ民族は、先住民族として独自の言語や文化を持っていましたが、日本が近代国家を形成する過程において、さまざまな差別や迫害が行われてきました。このような状況の中、平成31(2019)年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。

同法では、アイヌ施策の推進は、多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として行われなければならないとされています。アイヌの人たちは、県内にも居住しています。「ともに生きる社会かながわ」を目指すためにも、アイヌ民族の文化や歴史を理解し、民族としての誇りを尊重することが重要です。

(2) 災害発生時の人権課題

平成23(2011)年3月11日に起きた東日本大震災は、被災地に大きな爪痕を残し、多くの方々が避難所生活を強いられ、長期間自宅に戻れないなど、これまでの生活を一変させてしまいました。そうした中で、人権への配慮に欠ける避難所運営や、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動など、災害時における人権の問題も改めて認識されることになりました。

また、近年は全国各地で台風や集中豪雨の影響による土砂災害や浸水被害、建物倒壊などが頻繁に発生しており、避難所での生活を余儀なくされる状況が数多く起きています。避難所等では、プライバシーの確保のほか、様々な配慮が必要であることが改めて認識されました。

過去の災害では、避難所の運営において女性のニーズが十分に配慮されていないな

どの課題が生じ、女性の視点を取り入れる重要性が指摘されました。今後は、様々な意思決定の場面における女性の参画を促すとともに、防災・復興の各段階で、女性、高齢者、障がい者、要介護者、乳幼児など多様な視点を反映させた取組を進めることが重要です。

（３）ケアラー（ヤングケアラー）の人権課題

近年、新たな人権課題として着目されているヤングケアラーですが、法律上の定義はありません。一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

ヤングケアラーの背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯やひとり親世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な要因があります。令和3（2021）年3月に公表された、要保護児童対策地域協議会、中学生・高校生、学校を対象とした全国規模の調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）の報告書によると、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という結果でした。その中には、世話をしているにもかかわらず自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は5割弱、1日平均7時間以上世話をしている中高生が約1割存在するという結果でした。

本人にヤングケアラーであるという自覚がないものも多く、家族の問題を知られてくれないと思っていることが少なくありません。家事負担による睡眠不足から健康面への影響や学力の低下、友達との交流の機会がなくなり、孤立してしまうこともあります。子どもらしい生活が送れず、だれにも相談できずに日々一人で耐えている状況がうかがえます。子どもの権利侵害が懸念される重大な問題です。

報告によると、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生のうち、世話をしている家族の内訳としては「きょうだい」が最も多くなっています。

世話の主な内容としては「見守り」、「家事（食事の準備や買い物、掃除、洗濯）」、「きょうだいの世話や保育園等への送迎など」となっています。

学校の教職員は、子どもと接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあります。遅刻や欠席が多い、宿題を忘れる、部活動に参加できなくなるなどの兆候が見られたら注意が必要です。日頃から子ども本人の観察や、例えば家庭訪問や保護者面談など保護者と関わる様々な機会において、教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて子どもや保護者と接することで、家庭における子どもの状況に気づき、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有するなどの取組が、ヤングケアラーの早期発見、把握につながる可能性があります。学校においては、教職員へのヤングケアラーの概念の周知を図り、早期発見、把握に努めることが肝要です。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい状況にあります。また、子どもの中には家族の状況を知られることが恥ずかしいと思ったり、家族のケアをす

ることが生きがいになったりしている場合もあることに留意する必要があります。支援を行う際には、まずはしっかりと子どもの気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのか等について聞き取ることが重要です。

（４）孤独・孤立による人権課題の深刻化

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、就学や就労、交友などの社会的参加を避けて、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。）です。平成27(2015)年12月に行われた、内閣府による15歳～39歳の子ども・若者5,000人を対象とした「若者の生活に関する調査」（回答人数3,115人＝62.3%）によれば、ひきこもりの推計数は54.1万人となっています。この調査で過去にひきこもりであった人49人に、ひきこもりのきっかけについて質問しています。結果は「就職活動がうまくいかなかった」と「職場になじめなかった」を合わせると34.7%（平成22(2010)年調査：44.0%）。

「不登校（小学校・中学校・高校）」18.4%（平成22(2010)年調査：11.9%）、「大学になじめなかった」4.1%（平成22(2010)年調査：6.8%）の計22.5%（平成22(2010)年調査：18.7%）となっています。平成22(2010)年の調査結果をうけて内閣府は「ひきこもりは一般に不登校と結び付けられがちだが、仕事や就職に関するきっかけによってひきこもった者が多い結果となった。（略）ひきこもりのきっかけは、仕事や就職に関するものが多く、家族を含め困難を有する子ども・若者の社会的孤立を防ぐため、今後、相談機関の充実を始め、地域の人々が思いやりをもって見守る暖かい連携が必要となっていくことが考えられる。」と述べています。この分析は平成27(2015)年の調査からも同様に導かれるものでしょう。しかし、この調査で、ひきこもり状態にある49人に「現在の状態をどの機関なら相談したいか」と質問したところ、「相談したくない」が28.6%となっており、対応の難しさを示唆しています。学校にあっては、不登校・ひきこもりの未然防止と、万一そのような状況が発生した時には、早期の気づきと学校を上げての解決に向けた対応、総合教育センター等関係機関との連携をお願いします。

ポイント

孤独・孤立問題は現代の社会問題として対策が必要であるという考えのもと、令和3年2月に孤独・孤立問題に取り組む[内閣官房 孤独・孤立対策担当室]が設置されました。「あなたはひとりじゃない 内閣官房 孤独・孤立対策担当室」のホームページで、約150の支援制度や窓口の中から、相談者の状況にあった支援をチャットボット（自動会話プログラム）で探すことができます。

また、国は、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指し、「孤独・孤立対策推進法」を令和5年6月7日に公布し、令和6年4月1日に施行されました。

URL https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/suishinhou.html



神奈川県では、「いのち」や互いに支え合って生きることを大切にする心
などを育む取組を、「いのちの授業」として推進しています。



V 資料

人権教育関係URL（令和6年3月時点）

- (1) 神奈川県教育委員会が作成した人権教育関係資料等
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t8d/hr_edu/top_page.html
- (2) 文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm
- (3) 文部科学省作成「色覚に関する指導の資料」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2470/00004402/sikikaku.pdf>
- (4) 文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm
- (5) 文部科学省「学校現場における虐待防止に関する研修教材」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf
- (6) 文部科学省発行研修教材「児童虐待防止と学校」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm
- (7) 文部科学省「いじめの問題に対する施策」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm
- (8) 文部科学省「いじめ対策に係る事例集」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1409466.htm
- (9) 神奈川県いじめ防止基本方針
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/25086/900816.pdf>
- (10) 文部科学省「性同一障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm
- (11) 神奈川県総合教育センター「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」
<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/documents/r3shiensassi.pdf>

- (12) 内閣府男女共同参画局予防啓発教材 「人と人とのよりよい関係をつくるために
交際相手とのすてきな関係をつくっていくには」
[https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/yobou/
kyozai.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/yobou/kyozai.html)

- (13) 厚生労働省「ハンセン病の正しい理解のために」
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/
hansen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html)

- (14) 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例
<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-1-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

- (15) 拉致問題対策本部ホームページ
<https://www.rachi.go.jp>

- (16) 神奈川県教育委員会「外国につながりのある児童・生徒への指導・支援の手引き」
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64369/tebiki_r2kaiteiban.pdf

- (17) 文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕 補足資料」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report.htm

- (18) かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f5877/index.html>

通 知 等

○児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（通知）

平成31年2月28日付 府子本第189号

30文科初第1616号

子発0228第2号

障発0228第2号

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。）及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）及びその設置者や市町村・児童相談所等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、本年1月に千葉県野田市で発生した小学校4年生死亡事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認を実施するなど緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図ることとされた。

こうした対応を受け、増加する児童虐待に対応するため、とりわけ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。

なお、児童虐待への対応に当たっては、

- ・学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと
- ・児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行うこと
- ・市町村においては、自ら育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子どもの状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
- ・警察においては110番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うこと

等といった固有の責務を関係機関それぞれが有しており、こうした責務を最大限に果たしていくことを前提として下記の連携などの取組を進めることが必要である。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局と協議済であることを申し添える。

記

1. 今回事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

(1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて

市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること。

(2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。

さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。

現に、保護者との関係等を重視しすぎること、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべきである。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

(3) 保護者からの要求への対応について

学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

学校等の設置者は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等又はその設置者に対して威圧的な要求や暴

力の行使等が予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

また、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下同じ。）において、事案を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用すること。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

(4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供については、本通知と同日付けで「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を発出し、要保護児童等（要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子ども。）の出欠状況や欠席理由等について、学校等から市町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うこととし、その適切な運用をお願いしたところである。

当該通知の運用に当たっては、当該要保護児童等に関して、不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市町村又は児童相談所へ情報提供又は通告すること及び学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うこととともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有することについて、徹底されたい。

また、学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供することについても、徹底されたい。（なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している子どもを想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である子どもについては、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。）

その際、学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うとともに、「児童虐待防止対

策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

※詳細は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を参照されたい。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化』＞

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

(5) 児童虐待に関する研修の更なる充実について

3. (1) 記載のような研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組まれない。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『3児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化』＞

2. ケース対応において留意すべき事項

(1) 学校等からの通告・相談における連携

市町村・児童相談所は、学校等又はその設置者からの通告は、地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いことを説明すること。学校等又はその設置者からは通告の事実を保護者に伝えないようにすること。その際、保護者に対する対応方法について、市町村・児童相談所と事前に綿密な協議を行った上で、連携した対応を図られたい。

＜子ども虐待対応の手引き 第3章通告・相談の受理はどうするか 1. 通告・相談時に何を確認すべきか (4) 通告・相談者別の対応のあり方 ⑥『保育所、学校等からの通告相談』＞

(2) 保護者への告知の方法

保護者に虐待の告知をすることで、保護者の怒りが子ども本人に向かい、さらなる虐待を誘発することを避けるよう何よりも注意すること。在宅での援助を続けることを前提に虐待の告知を行う場合は、子どもの安全は守られるという見通しを持って行うことが不可欠であり、そのためには、援助の方向性を示すことで養育を改善することはできると保護者が感じられるような方針を持って説明をすることなどを心がけること。

また、虐待の告知をした後、「余計なことは言うな」などと保護者が子どもの口を封じるなどして、子どもが正直に話さなくなることもあり得るので、その点も念頭に置いて、子どもの所属する機関（学校等）などと連携しながら子どもの様子に十分な注意を払うこと。

保護者が虐待の告知を受け止められず、虐待であることを否認して養育態度を改める姿勢がないような場合には、子どもの保護を図るなど、在宅での援助という方針自体を再検討しなければならないこと。＜子ども虐待対応の手引き『告知の方法』＞

＜子ども虐待対応の手引き 第4章調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか 2. 虐待の告知をどうするか (4) 告知の方法 ①『虐待通告を受けて在宅で支援する場合の告知』＞

(3) 一時保護解除後の対応

一時保護解除等により子どもが家庭復帰した後、児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になるときは、子どもにとっての危機のサインであると考える必要があるため、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認しておくとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくよう対応されたい。

＜子ども虐待対応の手引き 第10章施設入所及び里親委託中の援助 5. 家庭復帰の際の支援 (4) 家庭復帰後のケア＞

3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項

(1) 児童虐待防止に係る研修の実施について

児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等に対する児童虐待に関する研修の実施を促進されたい。

学校等及びその設置者におかれては、教職員等が、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修について受講を勧奨されたい。

また、都道府県・市町村におかれては、主催する児童虐待防止に関する各種研修会について、教職員等の参加を呼びかけ、受講を促進されたい。

なお、教職員等を対象とした研修事業（国庫補助事業）は以下のとおりであるので、積極的に活用されたい。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『児童虐待に関する研修の充実』＞

○子どもの虹情報研修センター主催 『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』

学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職員による合同研修

○都道府県主催 『虐待対応関係機関専門性強化事業』

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

○平成二十五年法律第六十五号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規

定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、

障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

- 2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

第八条第二項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

第十四条中「できるよう」の下に「人材の育成及び確保のための措置その他の」を加える。

第十六条に次の一項を加える

- 2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○神奈川県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

（目的）

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、教育委員会に属する職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）」で定めるもの）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するもの

とする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。

（合理的配慮の提供）

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

（監督者の責務）

第4条 職員のうち、所属長相当職以上（「神奈川県教育委員会人事事務取扱規程（平成20年教育委員会教育長訓令第9号）」第2条第4号に定める所属長以上の者をいう。）の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- 二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

（相談体制の整備）

第6条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談を受けるため、教育局行政部行政課に相談窓口を置く。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、フォームメールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段（手話、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など（通訳等を介するものを含む。））を可能な範囲で用意して対応するものとする。

- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、関係する課（神奈川県教育委員会教育局組織規則（昭和28年神奈川県教育委員会規則第4号）第2条に規定する室及び課をいう。）又は所（教育事務所、給与事務所及び学校事務センター並びに県立学校その他の教育機関をいう。）に伝達し、的確に対応する。また、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

（研修・啓発）

- 第7条 教育委員会において、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。
- 2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理職手当受給者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。
 - 3 前項の内容、回数等の詳細は、総務室長及び教職員企画課長が定める。
 - 4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。

附 則

この対応要領は、平成28年4月1日から施行する。

（別紙）

神奈川県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応の基本的な考え方

教育委員会は、すべての県民を対象に「ひとりひとりを大切にする」という「かながわ障害者計画」の基本理念に基づき、また、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合う共生社会の実現に向けて、障害者の自立及び社会参加を促進するため、障害者の活動を制限し、社会の参加を制約している社会的障壁（社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における様々な事柄や物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）の除去に努めるものとする。

第2 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、

不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第3 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。職員は、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者及び必要に応じて障害者の家族、支援者、介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

第4 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第3で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。

また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

なお、具体例は、施行後も必要に応じて見直しを行うものとする。

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供、情報提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁や来校の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。
- 障害を理由に社会教育施設等やそれらのサービスの利用をさせない。
- 障害を理由に学校への入学の出願の受理、受検、入学、授業等への参加、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。

- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。

第5 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第6 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳等を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者、介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の

表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者、介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、家族、支援者、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 教育委員会がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者等に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第6 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者及び必要に応じて障害者の家族、支援者、介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

第7 合理的配慮の具体例

第5で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第6で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

なお、具体例は、施行後も必要に応じて見直しを行うものとする。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例）

①主として物理的環境への配慮に関するもの

- 管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をする、段差に携帯スロープを渡す、移動の支援等の補助や、スロープがある移動経路を案内などする。

- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡す。図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
 - 目的の場所までの案内する場合は、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（前後・左右・距離等）について、障害者の希望を聞いたりする。
 - 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合は、会場や教室の座席位置を出入口付近にする。
 - 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった場合は、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を置くなど、臨時の休憩スペースを設ける。
 - 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
 - 災害や事故が発生した際に、施設内の放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく情報を伝え、避難場所を案内し誘導を図る。
 - 移動に困難のある児童・生徒等の介助者のための駐車場を確保したり、通常使用する教室をアクセスしやすい場所とする。
 - 聴覚過敏の児童・生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童・生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。
- ②主として人的支援の配慮に関するもの
- 家族、支援者、介助者等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、校内での待機を許可する。
(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)
 - 学校、社会教育施設等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う。
 - 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合にに応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。また、その際、使用している媒体によってページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
 - 教育委員会が設置する会議に所属する視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する場合は、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
 - ホームページなどで情報発信する場合は、音声読み上げソフトや点訳等に対応できるよう、テキスト（html形式等）での提供や、動画に字幕を付すなどアクセシビリティに配慮する。

- 言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な児童・生徒等に対し、絵や写真のカード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT 機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりする。
 - 駐車場等で通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
 - 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合は、代読や代筆といった配慮を行う。
 - 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的にわかりやすく説明する。
 - 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
 - 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害や精神障害（発達障害者、高次脳機能障害者を含む）等のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
 - 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行うなど、可能な範囲での配慮を行う。
 - 知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害者を含む）等から、発言等を求める場合は、時間に余裕を持つなどの対応を行う。
 - 教育委員会が開催する会議、セミナー等において出席者の状況に応じ、手話通訳者や要約筆記者等の配置、点訳やルビ付き資料等を提供する。
 - 通知等に記載する問い合わせ先に、電話番号だけでなく、ファックス番号等を記載する。
 - 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童・生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与える。
- （ルール・慣行の柔軟な変更の具体例）
- 障害の特性に応じて、順番を待つことが困難な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
 - 障害者が立って列に並んで順番を待っている際に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
 - スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン、手話通訳者、黒板等に近い席を確保する。また、スクリーンの配置については出席者の状況に十分配慮する。
 - 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
 - 教育委員会の施設の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合は、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
 - 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合は、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じ

て別室を準備する。

- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者、介助者等の同席を認める。
- 社会教育施設等において、移動に困難のある障害者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、安全の確保をした上で、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりする。
- 入学者選抜に係る検査や定期試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での対応、検査や試験の時間延長、拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可する。
- 聞こえにくさのある児童・生徒等に対し、外国語のリスニングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりする。
- 障害により学習内容の習得が困難な児童・生徒等に対し、障害の状態や教育的ニーズに応じて、分かりやすい教材を用意する。
- 肢体不自由のある児童・生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりする。
- 日常的に医療ケア等を要する児童・生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。
- 慢性的な病気等のために他の児童・生徒等と同じように運動ができない児童・生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。
- 治療等のため学習できない期間が生じる児童・生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫する。
- 読み・書き等に困難のある児童・生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりする。
- 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童・生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。
- 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童・生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりする。また、心理面で配慮を要する児童・生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりする。
- 理科の実験などでグループワークができない児童・生徒等や、実験の手順や試薬を混同するなど、作業が危険な児童・生徒等に対し、個別の実験時間や実習課題を設定したり、個別のティーチング・アシスタント等を付けたりする。

第8 県立学校における相談体制の整備

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、障害の

あるなしにかかわらず、すべての児童・生徒等を対象とし、実態把握や支援方策の検討等を行う。

校長は、支援教育の実施の責任者として、自らが支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、相談体制を整備し、組織として十分に機能するよう職員を指導することが重要である。

相談体制は、校長、副校長、教頭、教育相談コーディネーター、教務グループのリーダー、生徒指導グループのリーダー、通級による指導担当教員、養護教諭、対象の児童・生徒等の学級担任、学年グループのリーダー、その他必要と認められる者で構成する。

相談体制を構成する者が、児童・生徒等からの相談及び現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明について、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行う。学校と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、教育委員会が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。

○神奈川県同和教育基本方針

教育長通知 昭和53年9月

同和問題は、日本国憲法に保障されている基本的人権の侵害にかかわる重要な問題である。

わが国の社会には、封建時代の歴史的過程において形成された身分階層構造に基づく部落差別が、今日なお人びとの観念や意識のうちに、あるいは生活実態の中に厳存し、本県においても多様な形で発現している。これは、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する深刻にして重大な社会問題である。国及び地方公共団体はもちろん、すべての国民が自らの課題として、同和対策審議会答申及び同和対策事業特別措置法の趣旨をふまえ、同和問題を正しく認識して、その解決に努力しなければならない。そのために教育の果たす役割は極めて大きい。

神奈川県教育委員会は、以上の認識に立って、本県における同和教育の推進が十分とはいえず、部落差別が現存する事実を直視し、日本国憲法・教育基本法 の精神にのっとり、教育の主体性と責任のもとに、同和対策審議会答申の趣旨及び部落差別の現実をふまえ、差別的偏見の根絶をめざす同和教育を全県下にわたって積極的に推進するため、次の基本的事項を定める。

- 1 学校教育においては、人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を培い、差別を許さない人間の育成をめざして、児童・生徒の発達段階等に即した同和教育を進めるとともに、教育の機会均等の保障に努める。
- 2 社会教育においては、県民一人ひとりの自覚のもとに、差別を解消し、人権が真に尊重される明るい社会の実現をめざして、指導者の養成をはじめ、社会教育的諸条件の整備に努め、同和問題についての正しい理解を深めるよう同和教育を進める。

- 3 同和問題に関する認識と理解をはかるため、あらゆる機会をとらえて、啓蒙啓発活動を進める。

○平成二十八年法律第百九号

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【衆議院 法務委員会（H28.11.16）】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

【参議院 法務委員会（H28.12.8）】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

○ 在日外国人（主として韓国・朝鮮人）にかかわる教育の基本方針

平成2年3月23日 神奈川県教育委員会

すべての人間は生まれながらにして自由で、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは人類普遍の原理であり、「世界人権宣言」及び日本国憲法や教育基本法の基底となっている理念である。1979年（昭和54年）、我が国はこの「世界人権宣言」の精神の具体的な実現のため、国際連合で制定された「国際人権規約」を批准している。すべての人々が共に生き、共に発展していく社会を創造することは人類共通の願いであり、その実現に向かって教育の果たす役割は大きい。

神奈川県の教育は、個人の尊厳を重んじ、平和を愛し、心と身体の調和のとれた、健康で、人間性と創造性豊かな人間の育成をめざしており、各市町村では、地域の特性を生かした様々な教育が行われている。県教育委員会でも、「自然、人とのふれあい教育」、「福祉教育」、「国際理解教育」、「男女平等教育」など神奈川の特色ある教育及び同和教育を推進してきた。

国際理解教育については、1988年（昭和63年）、国際理解教育研究協議会より、平和教育と「内なる民際外交」の視点から、国際理解教育を推進することが急務であり、行政の

取り組みの方向として、在日外国人、とりわけ在日韓国・朝鮮人児童・生徒にかかわる教育についての基本となる考え方を明らかにする必要があるという提言を受けた。

本県には、約125か国、6万人〔1989年（平成元年）6月30日現在の外国人登録者〕の外国人が県民として生活しており、このうちの約半数が韓国・朝鮮人である。

この人たちの多くは、1910年（明治43年）の韓国併合後の我が国の植民地政策等をはじめとする歴史的経緯及び第二次世界大戦後の南北に分断された母国の事情や生活基盤の喪失等によって、やむなく日本で働き生活せざるを得なくなった人たちとその子孫である。

このような経過のなかで、この人たちの人権は長い間軽視されてきた面があり、現在でも、教育、就労、福祉等において在日韓国・朝鮮人に対する厳しい差別や偏見が根強く残っている状況がある。そのため、児童・生徒が学校や地域社会において、本名が名乗れないという実態もある。

神奈川の子どもたちが多様な文化と個性を尊重し、たがいに認め合いながら、正しい認識のもとに、身近に存在する差別や偏見を克服していくことは、国際社会において、健全な国際人として認められ、よりよく生きていくためにも大切なことである。また、県内に居住する外国人が本名を名乗り、民族的自覚と誇りをもって生きるとともに、県民として、共に住みよい神奈川の創造をめざすことのできる環境づくりも必要である。

県教育委員会は、以上の認識に立って、学校・家庭・地域社会の協働のもとに、在日外国人にかかわる教育を積極的に推進するため、次の基本的事項を定める。

- 1 学校教育では、人間尊重の精神を基盤にした国際理解教育を深め、正しい認識に立って差別や偏見を見抜く感性を養うとともに、差別や偏見を批判し排除しようとする勇気ある児童・生徒を育成する。

また、在日外国人児童・生徒に対しては本名が名乗れる教育環境をつくり、民族としての誇りをもち、自立できるよう支援する。

- 2 社会教育では、差別や偏見を根絶し、共に生きることのできる国際社会の実現をめざし、指導者の啓発・研修をはじめ、生涯学習の充実に努める。
- 3 教育行政では、在日外国人にかかわる教育に関する理解と認識を深めるため、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を進める。

○平成二十八年法律第六十八号

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人

権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(不当な差別的言動に係る取組についての検討)
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

*** 参考資料となるもの（必要に応じてインターネット等により参照してください）**

- **世界人権宣言** 1948年12月10日国連総会採択
- **日本国憲法** 昭和22年5月3日施行
- **児童の権利に関する条約** 平成6年5月16日条約第2号
- **人権教育及び人権啓発の推進に関する法律** 平成12年12月6日施行
- **児童虐待の防止等に関する法律** 平成12年11月20日施行
- **いじめ防止対策推進法** 平成25年9月28日施行
- **神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例** ～ともに生きる社会を目指して～
令和5年4月1日施行

VI 参考文献

- ・女性
「デートDVと恋愛」 伊田 広之 大月書店 2010
- ・疾病等
「新 エイズの基礎知識」 山本 直樹・山本 美智子 岩波書店・ジュニア新書 1999
「専門医が語るエイズの知識」 吉原 なみ子・霜山 龍志 オーム社 2000
- ・同和問題（部落差別）
「被差別部落の青春」 角岡 伸彦 講談社・文庫 2003
「近世身分社会の捉え方」 塚田 孝 部落問題研究所 2010
- ・外国籍県民等
「在日外国人 第三版 法の壁、心の溝」 田中 宏 岩波書店・新書 2013
- ・犯罪被害者等
「犯罪被害者支援とは何か」 酒井 肇・酒井 智恵・池埜 聡・倉石 哲也
ミネルヴァ書房 2004
- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等
「めぐみへの遺言」 横田 滋・横田早紀江 幻冬舎 2012
- ・性的マイノリティ
「セクシュアルマイノリティ第3版」 セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク
明石書店 2012
- ・インターネットによる人権侵害
「中高生のためのメンタル系サバイバルガイド」 松本 俊彦 日本評論社 2012
- ・様々な人権課題
「新・21世紀の人権」 江原 由美子 監修 一般社団法人 神奈川人権センター編集・
発行 日本評論社 2021

県立学校用図書配付済リスト

		書名	著者	出版社
H20	1	身分差別社会の真実 新書・江戸時代②	斎藤洋一、大石慎三郎	講談社現代新書
	2	神奈川の部落史	神奈川の部落史編集委員会	不二出版
	3	差別と向き合うマンガたち	吉村和真、田中聡、表智之	臨川書店
	4	絵本 もうひとつの日本の歴史	中尾健次	解放出版
	5	人権ブックレット No. 11 差別と差別表現～新版～	—	(社)神奈川人権センター
	6	人権ア・ラ・カルト 2008 年版	(財)人権教育啓発推進センター	(財)人権教育啓発推進センター
	7	子どもの権利	(財)人権教育啓発推進センター	(財)人権教育啓発推進センター
	8	正しく使おうインターネット	(財)人権教育啓発推進センター	(財)人権教育啓発推進センター
H21	1	まんが クラスメイトは外国人	「外国につながる子どもたちの物語」編集委員会編	明石書店
	2	シミュレーション教材「ひょうたん島問題」	藤原孝章	明石書店
	3	人権ってなに？ Q & A	阿久澤真理子・金子匡良	解放出版社
	4	ビジュアル部落史 1 巻	大阪人権博物館	大阪人権博物館
	5	ビジュアル部落史 2 巻	大阪人権博物館	大阪人権博物館
	6	ビジュアル部落史 3 巻	大阪人権博物館	大阪人権博物館
	7	ビジュアル部落史 4 巻	大阪人権博物館	大阪人権博物館
	8	ビジュアル部落史 5 巻	大阪人権博物館	大阪人権博物館
	9	知ってる!?ケータイやインターネットも使い方ひとつで…	法務省人権擁護局	人権教育啓発推進センター
H22	1	差別のカラクリ	奥田均	解放出版社
	2	外国からの子どもたちと共に	井上恵子	本の泉社
	3	反貧困学習 格差の連鎖を断つために	大阪府立西成高等学校	解放出版社
	4	学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き	玉井邦夫	明石書店
H23	1	“生徒の自己開示”で始まる高校の学校開き— 〔よのなか〕科との協働で拓く 21 世紀型人権教育	成山治彦 監修 大阪府立柴島高校 編	明治図書
	2	これでわかった！部落の歴史 私のダイガク講座	上杉聡	解放出版社
	3	発達障害チェックシートできました —がっこうのまいにちをゆらす・ずらす・つくる	すぎむら なおみ	生活書院
	4	ルポ若者ホームレス	飯島裕子・ピックイシュー基金	ちくま書房
H24	1	花の冠	大越桂	朝日新聞出版
	2	カミングアウトレターズ	RYOJI+砂川秀樹	太郎次郎社エディタス
	3	やってみよう！人権・部落問題プログラム	大阪府人権協会	解放出版社

H25	1	連続授業 命と絆は守れるか？ 震災・貧困・自殺からDVまで	宇都宮健児・浅見昇吾・稲葉剛	三省堂
	2	外国人児童生徒のための支援ガイドブック	齋藤ひろみ 編著 今澤悌 他 著	凡人社
	3	入門 いじめ対策—小・中・高のいじめ事例から自殺予防まで	相馬誠一・佐藤節子・懸川武史 編著	学事出版
	4	部落の歴史に学ぶ	神奈川部落史研究会	神奈川部落史研究会
H26	1	チャイルド・プア～社会を蝕む子どもの貧困～	新井直之	T O ブックス
	2	部落問題と向きあう若者たち	内田龍史	解放出版社
	3	脱!スマホのトラブル: LINE フェイスブック ツイッター やって良いこと悪いこと	佐藤佳弘	武蔵野大学アソシエート
H27	1	LGBTってなんだろう？ からだの性・こころの性・好きになる性	薬師実芳、古堂達也 小川奈津己、笹原千奈未	合同出版
	2	知っていますか？部落問題一問一答 第3版	奥田均	解放出版社
H28	1	ブラックバイトに騙されるな！	大内 裕和	集英社
H29	1	リベンジポルノ — 性を拡散させたる若者たち	渡辺 真由子	光文堂
	2	近代神奈川の歴史を問い直す	部落史ブックレット編集委員会	神奈川部落史研究会
H30	1	性別に違和感がある子どもたち トランスジェンダー・SOGI・性の多様性	康 純	合同出版
	2	高校生ワーキングプア 「見えない貧困」の真実	NHKスペシャル取材班	新潮社
R01	1	どうなってるんだろう？子どもの法律 ～一人で悩まないで！～	山下 敏雅 渡辺 雅之	高文研
	2	発達障害に生まれて	松永 正訓	中央公論新社
R02	1	はじめよう！SOGIハラのない学校・職場づくり	「なくそう！SOGIハラ」実行委員会	大月書店
R03	1	ヤングケアラー わたしの語り	澁谷 智子	生活書院
R04	1	自閉症の僕の七転び八起き	東田 直樹	角川文庫
	2	うちの子は字が書けない	千葉 リョウコ	ポプラ社
R05	1	マンガぼけ日和	矢部 太郎	かんき出版
	2	失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック	新聞労連ジェンダー表現ガイドブック編集チーム	小学館

平成25(2013)年 8 月 第 1 版

平成27(2015)年 4 月 第 2 版

平成28(2016)年 4 月 第 3 版

平成29(2017)年 4 月 第 4 版

平成30(2018)年 4 月 第 5 版

平成31(2019)年 4 月 第 5 版 改訂版

令和 2 (2020)年 4 月 第 5 版 改訂版 第 2 版

令和 3 (2021)年 4 月 第 5 版 改訂版 第 3 版

令和 4 (2022)年 4 月 第 6 版

令和 5 (2023)年 4 月 第 6 版 改訂版

令和 6 (2024)年 4 月 第 6 版 改訂版 第 2 版

津久井やまゆり園事件 この悲しみを力に、 ともに生きる社会を実現します

平成28年7月26日、障害者支援施設である
県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。
このような事件が二度と繰り返されないよう、
私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、
ともに生きる社会の実現をめざし、
ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。



翔子


ともに生きる社会 かながわ憲章

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、
すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく
暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げる
あらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、
県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日
神奈川県

題字「ともに生きる」
ダウン症の女流書家 金澤翔子

本県の取り組みや金澤翔子さんの席上揮毫の動画などは、
こちらから [「ともに生きる社会かながわ」検索](#)



この憲章は神奈川県と神奈川県議会が共同して策定したものです。



神奈川県



神奈川県

教育委員会教育局行政部行政課人権教育グループ

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-1111 (代表)